

# 平成26年第1回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第2日（平成26年3月10日）

議事日程（第2号）	31
日程第1 一般質問	33
1. 安本 修 議員	33
2. 谷口 重和 議員	36
3. 垣内 秋弘 議員	40
4. 山内 実貴子 議員	56
5. 今西 久美子 議員	60
6. 原田 周一 議員	70
7. 稲石 義一 議員	73
日程第2 議案第20号 平成25年度宇治田原町一般会計補正予算（第7号）	94
日程第3 議案第21号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	94
日程第4 議案第22号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	94
日程第5 議案第23号 平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	94
日程第6 議案第24号 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	94
日程第7 議案第25号 平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）	94

平成26年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月10日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 安本 修 議員
2. 谷口 重和 議員
3. 垣内 秋弘 議員
4. 山内 実貴子 議員
5. 今西 久美子 議員
6. 原田 周一 議員
7. 稲石 義一 議員

日程第2 議案第20号 平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第7号)

日程第3 議案第21号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)

日程第4 議案第22号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第23号 平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第6 議案第24号 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第25号 平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	垣内 秋弘	議員
	2番	上林 昌三	議員
	3番	青山 美義	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西 久美子	議員
	6番	原田 周一	議員

7番	谷口重和	議員
8番	山内実貴子	議員
9番	奥村房雄	議員
10番	内田文夫	議員
11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
教育長	西出維久雄君
総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課財政課長	小西基成君
企画・財政課企画課長	馬場浩君
会計管理者兼 税務・会計課長	大江輝博君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
福祉課長	奥谷明君
健康長寿課長	谷村富啓君
建設・環境課建設課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	青山公紀君
産業振興課長	清水清君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	光嶋隆君
教育課長	中辻正君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	廣島照美君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

一括方式にあっては、質疑は3回までとし、また、一問一答方式においては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

都市計画道路山手線につきましては、二十数年前にそのルートが決定され、さらに前町長時代、この12年間につきましては、再三にわたってその事業化に向けて京都府に対して強く要望をされてきたという経過があります。これまで行政側からもそのような説明がなされてきたわけでありまして、この間、住民の皆さんによる住民会議が立ち上げられ、住民要望署名をまとめて近日中に京都府に要望していただくというところでもあります。今、町としては都市計画道路山手線整備年次計画を一刻も早くつくり上げることが最重要課題ではないかと思いますが、その点どうでしょうか。

1回目です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位の皆様におかれましては、本日、平成26年第1回町議会定例会におきまして一般質問ということで、公私御多用のところご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、あすで東日本大震災が発生いたしましてから3年目を迎えようとしております。犠牲になられました多くの方々に心からご冥福をお祈りしますとともに、被災されました皆様方に改めましてお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧復興を願うところでございます。

本日は、7名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。また、質問も

多岐にわたっておりますので、できるだけ確かつ簡潔にご答弁を申し上げたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま安本議員の質問につきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） おはようございます。

それでは、安本議員の一般質問にご答弁させていただきます。

宇治田原山手線の整備に関しましては、京都府、ネクスコ西日本とも協議しつつ、整備に向けて検討してきたところでございます。

ネクスコ西日本では、都市計画決定ルートにおいて地質調査を行い、概略設計を作成いたしました。この概略設計をもとに、京都府も交えて意見交換を行ってまいりました。その結果、早期着工には幾つかの課題が明らかになってきたところでございます。

しかしながら、国道307号の慢性的な渋滞を解消するためには、東西軸の拡充が不可欠であるとの考えに立ち、課題整理と今後の取り組みを明らかにしていくことが必要となってございます。このため、京都府とともに本町における道路整備に関する勉強会を実施し、本町のまちづくりの視点も踏まえ、道路ネットワークについて検討していくこととしております。この検討を経て、整備計画についても整理し、現状の課題を克服すべく取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 山手線建設につきましては、この間いろいろ一定の協議を進めていただいているということです。現在決まっておりますルートにつきましては、地形上あるいはまた工法的にもかなり難しいような、そういう話も聞くところです。こういういろいろな課題、幾つかの課題があるというふうに今答弁いただきましたけれども、このような課題について、どのようにクリアしていくのかというのが、今これから問題なってくると思うのであります。

これまでのルートにつきましても、二十数年前に決められたことであるということからしましても、当然今の話によりますと、これから勉強会を始めるということですから、大変な状況やと、私は認識をするわけです。そういう意味では、生活道路とこれまでの計画によりましたら、生活道路と平面交差をさせていくというのが基本の計画であったと思うんですけれども、この点、それでいいのかどうかということも含めて、道路構造上の問題、また、ルートをほんまどうすんねやということも含めて、もう一回、一から

白紙の状態にしてやるべきやと思うんですけども、その点どうかというふうに、勉強会を始めるといことですから、その点を含めて考えていくべきじゃないかというふう  
に思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） これまでに協議してきた中で、課題として上がっ  
ておりますのは道路の位置づけでございます。都市計画法上、都市計画決定の所在市町  
村が第一義的には事業主体となりますので、町が事業主体となることとなります。

しかしながら、整備に多額の費用を要することから、単独実施は困難であるとの視点  
で、事業主体をどのようにするかが課題として関係機関に協力を要請してきたところで  
ございます。

新名神高速道路の工食用道路として活用していただく中で、一部ネクスコ西日本とと  
もに着手することになりました。府が事業主体となる場合には、府道もしくは国道  
307号線のバイパスとの位置づけが必要になってくるのですが、国道307号の拡幅  
を計画している中で新規路線の認定は困難となります。

道路整備を先行してまちづくりに結びつけるだけでなく、まちづくりを展開する中で  
どのような活用・活性化が図られるのかという視点からも道路計画を樹立しなければな  
らないことから、これらにつきましても京都府とともに勉強会にて取り組んでまいりま  
す。この勉強会を経て、道路の整備をより具体化していけるようにしてまいりますので、  
よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 何回も勉強会ということで答弁いただいておりますけれども、やは  
り全体計画を今これからだという、そこがほんまに、これは町長の最大公約でもあると  
いうことからしますと、ほんまに遅いというふうに思うんですけども、今回いつまで  
につくるのやという計画が出されていないというのは、ほんまに問題じゃないかという  
ふうに思います。そういう点では、ちょっとお粗末じゃないかなというふうに思うとこ  
ろです。

そういう意味では、町長にお伺いするんですけども、山手線、いつまでに完成させ  
るのか。新名神が通るといことは決定されて、もう1年以上なるんですけども、そ  
ういう意味では新名神に間に合わないようなことでは困るというふうに思いますし、そ  
れまでには必ず実現するという、そこを、決意をぜひ聞かせてほしいというふうに思う  
んですけども、どうでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 安本議員の3回目についてご答弁申し上げます。

課題に対応するための具体的な解決方策は、着手した京都府との勉強会において検討していくこととなります。

都市計画道路網につきましては、平成3年9月に都市計画決定以降、20年以上が経過している中で、社会情勢の大きな変化もあることから、事業の実現手法についての検討することになろうというふうに思っております。道路の現状及び新名神高速道路建設の進展、また災害に強い交通体系の構築のためには、やはり東西軸の強化が不可欠であろうかと、誰もが認識しておるところでございます。新名神開通までということはもちろんでございますけれども、一日も早い完成を目指して関係機関と一層連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 特に町長は京都府との太いパイプということで町長になられておりますし、その点ではやはり、今はもう知事選挙ですけれども、知事が公約していても当たり前やというふうに思うんですけど、その点も聞こえてこないというふうに思いますし、ぜひそういうことも含めて、ぜひ早く実現していただくということで。ほんまに二十数年前から考えられていた道路ですし、そういう意味では生まれた人がもう25歳になっているということですよ。そういう意味では、もう状況も変わってきているし、ぜひやはり住民の声もきちっと聞きながら、この山手線を完成させていただきたいというふうに思うところです。

以上で終わります。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○7番（谷口重和） 皆さん、おはようございます。7番、谷口重和が通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、都市計画道路宇治田原山手線の整備促進手法について。

前民主党政権下で凍結解除され、建設工事が進んでいる新名神は、平成36年の完成に向け急ピッチで事業が展開されているが、事業費も大幅に圧縮され、サービスエリアやパーキングエリア等がカットになり、宇治田原インターはできるものの地元の発展は

もとより通過道路にならないか問題とするところであり、その観点から見て、一刻も早い宇治田原山手線の着工が望まれるところであり、都市計画道路宇治田原山手線の整備を促進するため、2月10日には住民会議が設置され、宇治田原町が一丸となりオール宇治田原で取り組む体制が確立されたところであり、平成3年に都市計画が決定され、宇治田原木屋南バイパス、そして、緑苑坂住宅開発とあわせた整備が一部で見られたものの、未整備区間が約3.7kmという状況にあります。

城陽市においては、府が整備中の国道307号線の青谷バイパスの道の駅建設を目指しており、現在宇治田原には、新名神高速道路のほかに郷之口下町線、宇治田原中央線という京都府管理道路の都市計画道路が決定されていますが、京都府管理道路の整備が目に見えた形で進捗しているとは考えられない状況にあると言わざるを得ません。

また、国道307号線の拡幅改良である宇治田原中央線沿いには、土地利用が進められている箇所や急峻な地形のところもあり、現道を活用しながらの拡幅整備には多くの課題があると思うがゆえに、限られた町財源の中で宇治田原町が全ての事業を実施することは困難であるということは十分理解でき、京都府が積極的に事業展開を図れるよう取り組む必要があると思います。

そこで、宇治田原町の現状から見て、重点的に宇治田原山手線を整備するため、宇治田原山手線を国道307号線バイパスと位置づけ、現在の都市計画決定道路網の見直しをするべきであると考えますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 宇治田原山手線の整備に向けて、京都府と連携していく必要性は十分認識しているところでございます。

平成25年度には、概略設計に基づいて京都府と協議を行い、実現への課題について共有したところでございます。

現在の都市計画道路網では、宇治田原山手線のほかに、現道の宇治木屋線の拡幅及び国道307号の拡幅を平成3年に都市計画決定しているところでございます。道路網の都市計画決定を行うことにより、それぞれの道路が担う交通量配分もあわせて行い、道路の位置づけも決定することとなります。都市計画決定した当時は、いわゆる立場線よりも宇治川ラインが宇治市へのアクセスとして多く活用されていましたし、工業団地の操業状況も現在より少ない企業数でございました。その後の社会・経済情勢の変化により道路を取り巻く環境も推移している中で新名神高速道路の建設の進展が見られます。

また、朝夕の通勤時間帯には、3,000台近い車両が本町を通過する現状となって



きています。このため、町道への負荷についても把握し、町内道路体系の再整理に向けて、まずは交通量を把握することに着手してまいります。都市計画決定を行うことによる交通量配分は、道路規格を定める根拠ともなることから、現状データと推計データを収集・分析し、京都府とも協議を行い、都市計画道路のあり方も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） それでは、1問目の総括といたしまして、宇治田原山手線の整備においては、何年も先では意味がなく可能性も薄れると思われれます。今の整備促進計画が最適かもう一度検証され、可能性の確率も鑑み、手法を凝らしてはと思います。

次に、台風18号の被害政策について。

昨年度、台風18号がもたらした甚大な被害の中で、多くの分野が復旧されてまいりましたが、今なお残っている箇所が見受けられます。例えば南符作川中流域の道路の陥没箇所や、宇治木屋線符作川、溝尻橋付近の側壁破損等で、この件は府の事業と思いますが、復旧または着工もしていないところが見受けられます。多方面にわたり復旧工事の進捗状況はいかかなものか、半年を越え、ことしの雨シーズンまでに災害復旧工事は完成できるのか。おけると二次災害にもなりかねないと思いますが、防災・減災の起点に立っての答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、台風18号の被害対策について答弁いたします。

まず、農地農業用施設災害の関係では、国の災害査定を受けた農地災害につきましては32件、農業用施設災害につきましては9件、また、林道災害の関係では、同じく国の災害査定を受けました4件につきまして、今後補助金の割当内示を受け、補助金交付申請をいたし、交付決定と同時に繰越承認申請を行いまして、その後入札の準備をいたしまして、工事事業者と契約後に復旧工事にかかってまいる予定でございます。

なお、復旧工事につきましては、被災箇所数が非常に多かったこともあり、今後、入札後に落札業者と話し合いをする中で、できる限り早期に着工できますよう努めてまいりたいと考えております。

京都府管理河川の被災箇所については、準備ができ次第着工していただいておりますが、未着手の箇所につきましても鋭意実施していただくよう引き続きお願いをするとともに、地元調整など連携して取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、これから雨期の季節となってまいります、災害箇所へのパトロール等の実施をする中で、防災・減災に引き続き努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 台風18号の被害対策につきましては、復旧工事の着工中の箇所、未着手の箇所、いずれも一日も早い着工と完成に取り組んでいただくようお願いいたします。

3番目に空き家対策について質問いたします。

今日、全国では空き家が750万戸以上に達したという現状を見据え、宇治田原町においても空き家解消の対策に向け、いろいろな難問題を論ずる時期に来ていると思います。この問題には、防災、防犯上の観点から見ても政策を急がなくてはなりません。

まずは、空き家の調査はどのようにされているのか。把握しているのか、していないのか。しているとすれば、その空き家の予防、そして活用、また、跡地があれば跡地の利用方法に、それに防災、防犯、景観保全の面から解体まで考え、具体的には所有者の使う見込みがない空き家を第三者へ賃貸もしくは譲渡するよう努めることを求め、また、地域コミュニティの場としての活用をも考え、活用する場合は町が改修、補修など必要な行き届いた支援を行うなどの対策を講じてはと思いますが、この点について当局の見解をお聞かせください。

○議長（田中 修） 馬場企画課長。

○企画・財政課企画課長（馬場 浩） 空き家対策についてご答弁申し上げます。

まず、空き家調査をしているかどうかというご質問でございますが、町といたしましては、現時点では空き家の実態調査はいたしておりませんが、核家族化、少子高齢化が進む昨今、空き家や管理不全の建物は本町においても存在し、また、増加する方向にあると認識をいたしているところであります。

議員ご指摘のとおり、空き家や管理不全の建物は、防災、防犯の面から、住民の安心・安全を阻害しかねないものであり、また、景観保全の面からも決して好ましいものではありません。その中でも活用できる物件につきましては、第三者等への賃貸や譲渡などにより、定住化対策にもつながるものでございます。全国的に見てみましても、200強の市町村において、空き家等の対策条例を定めているところでございます。

しかしながら、空き家対策を進める上で困難となっている事項といたしまして、所有

者が不明の場合、地方税法第22条の規定から、固定資産税台帳の納税者に関する情報を使用することができないため、空き家の所有者を特定することが難しいことです。また、解体して建物がなくなると、住宅用地の優遇措置から外され、固定資産税が数倍にはね上がってしまうという課題もございます。

このような状況にある中、京都府において空き家対策への対応は、多様な主体が協働して取り組むことが効果的であるとして、府関係課や府内市町村、NPO、学識経験者などで構成する「空き家解消協働プラットフォーム」が昨年9月に設置され、本町もこのプラットフォームに参画し、現在京都府の空き家総合対策の検討状況や市町村の現状などを把握しながら取り組むべき課題などについて、検討を始めているところでございます。

一方、国におきましては、自由民主党の空き家対策推進議員連盟が空き家の解消を促す税制措置を盛り込んだ「空き家対策の推進に関する特別措置法案」を取りまとめ、国会に提出する予定をされています。この議員立法の内容は、国による基本指針を策定し、市町村による空き家対策の計画を策定するための必要事項を定めるものというもので、空き家の所有者に対し解体や修繕が必要な場合は、市町村は指導、助言、勧告、命令ができることとなり、さらに要件が緩和された行政代執行が可能になる文言が盛り込まれています。また、同法案の中では、建物を自主的に撤去した所有者に対して、住宅用地と同様に扱う固定資産税の軽減措置が講じられるという内容も盛り込まれています。これによって、更地にすると数倍になるはずの固定資産税が一定の期間免除されることとなります。

本町といたしましては、京都府の「空き家解消協働プラットフォーム」に引き続き参画する中で、府下の状況を把握するとともに、国の動きにも注視し、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○7番（谷口重和） 3番目の空き家対策につきましては、早急に実態調査を実施し、国のほうでも自由民主党の「空き家対策の推進に関する特別措置法案」を国会に提出予定とのことですので、国の動きにも注視し、他市町村にもおくれることなく空き家対策に取り組んでいただくよう提言し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

引き続きまして、1番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、通告に従いまして、1番、垣内秋弘が質問いたします。

2件ございますが、まず1件目は、西谷町長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

西谷町長は、町長就任以来1年余りが経過いたしました。この1年間はまさに目新しい環境下、無我夢中で懸命に職務を全うされてきたと思うところではありますが、町長が住民との約束で公約されてきましたマニフェストの進捗についてお伺いいたします。就任当初から「好きやねん うじたわら」を合い言葉に、前奥田町政を継承しながら政権運営に携わってこられたと認識いたしております。この1年間余りの町政を振り返って見たとき、庁舎問題は新天地に建設するという当初案から方針転換されましたが、具体的に決まっております。平成26年度で調査研究、基本設計を行うという計画ですが、場所、規模等は未定であります。早期に具現化するように精力的な取り組みをお願いしたいと思います。都市計画道路宇治田原山手線も住民と一体となった取り組みができましたが、やっとスタートラインについた状況でありますし、これからが正念場であり、一層行政の手腕、つまり西谷町長の言っておられる粉骨砕身、全身全霊の取り組みが問われることとなります。国、府への太いパイプを十二分に発揮していただき、言葉だけに終わらないよう正念を入れて取り組んでもらいたいと思います。

そこで、西谷町長が町長当選から公約されてきた内容について検証するとともに、これからの考え方について確認させていただきたいと思います。

まず、第1点目は、未来に希望と責任ということですが、ここでは活力に満ちた夢のあるまちづくりを目指すということでもあります。その中ではお茶を中心に農業の振興と文化の発信を出されています。基幹産業である茶業を次世代へとつなげる施策として、集団茶園の再造成と機械化の促進であります。今、大福の集団茶園の計画がなされている中で、大福茶園が再造成のモデル箇所になると言われていますが、本町は今後のビジョンの中で、将来に向けてどのようなところを条件整備し、改修計画されようとしているのかお伺いしたいと思います。

また、地形上機械化するには厳しいところもあろうかと思いますが、基本的には乗用機械を利用できるような条件にしていくのか、考え方をお伺いいたします。

また、荒廃農地解消対策の取り組みによる地産地消を挙げられておられますが、今農業問題で大きな課題は後継者問題であります。食材によっては地産地消もよいのですが、農業する人が不足し、荒廃地はますますふえる一方であります。TPP等の問題も重ねて考えたときに、本町における近い将来の農業施策をもっと真剣に考え、長期ビジョンを立てて取り組まなければいけないと強く思うところでもあります。本町が今後取り組み

うとする農業政策について、具体的な取り組みと基本的なスタンス、町長のお考えをお聞きいたします。

次に、森林・林業の振興については、森林の多様性機能の発揮と林業経営体制の確立であります。今現在は山林の所有者であってもほとんど山に入って手を加えない状態にあると言っても過言ではありません。手を加えないために、荒れ放し状態のところもふえ続けています。木材そのものの需要と供給面から見てもバランスが崩れ、採算等も合わず、荒廃しつつあるのが現状であります。本町は面積比からしても山林が8割と大半を占めており、山林の重要性から見ても今こそ手を打っておかないと、このまま放置すると後継者も育ちませんし、林業従事者の高齢化、林業従事者もいなくなるのではないかと懸念されるところであります。本町のビジョンとして、将来どのような姿をイメージして対策していくのかお伺いしたいと思います。

また、山主から建設業者までの流通システム研究会を立ち上げると言われておりますが、具体的に進んでいるのかお伺いいたします。

一方、企業誘致と雇用の創出ではアベノミクスでデフレ解消と景気回復等打ち出され、その効果も徐々には出てきていると言われておりますが、なかなか実感が湧かないのが現状であります。本町において、どの程度の動きと効果があったのかお聞きいたします。

また、中小零細企業及び町内業者への支援についても、4月から消費税増税に伴いますますます厳しくなる状況が予想されますが、国の経済対策を踏まえ支援強化していく必要がありますが、お考えをお伺いいたします。

次に、道路交通網の整備促進を目指すとあります。

新名神高速道路は、これから着工されますと目に見えて進んでいきますが、住民からの懸念事項、課題等は住民目線でネクスコにフィードバックするとともに、町行政が歯どめとなって諸課題に積極的に対応していただきたいと思いますが、行政としてのスタンスを示していただきたいと思っております。

また、都市計画道路山手線については、住民とともにオール宇治田原で動き出したわけであり、いかなることがあっても後戻りは許されないわけであり、国・府に対して積極的に働きかけと、平成26年度において何らかの予算づけを府に強く要請するとともに、本町においても平成26年度予算で307号以北の予算計上をしていただいておりますが、具体的にネクスコとどのような取り決めになっているのかお伺いしたいと思っております。

また、この区間の総工費等の分担割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、未来を担う子供たちの健全育成を目指すにはということで、保幼小中の連携強化により、課題、問題点の明確化と現場の充実、幼年時代から道德教育の取り組み、確かな学力を身につける教育環境の充実を挙げられておられます。本町においては、小中一貫教育についてどうあるべきか、現在種々検討されておりますが、将来を見据えた制度設計をきちんと整理、シミュレーションしながら計画的に進めていく必要があります。現在の本町の状況について、町長はどのような評価をされているのかお聞きいたします。

今、国のほうでも教育委員会のあり方について論議されております。自治体の長と教育委員会の関係、教育委員長と教育長との関係は一本化の話も出されています。また、お互いの権限問題について国会では論議されております。要は首長に権限を持たせ、責任を明確にしていこうという考え方でありますとともに、教育行政のあり方について執行権はどちらにあるのか、総合的な見直しが要求されています。近い将来、しかるべきときに方向性が出されると思います。おのおのが十分な機能を果たしていくのかということと一概には言えませんが、町長はどのようなスタイルがよいと考えられるのかお聞きいたします。

次に、誰もが幸せを実感できるまちづくりを目指す。

この中で、子育て世代への支援体制の充実で高校通学費補助の拡充とあわせて大学通学費補助の検討とあります。どの程度検討されているのかお伺いいたします。

大学通学費補助の検討をする前に、高校の通学費を全額補助にすればよいと思いますが、費用等のシミュレーションはされているのかお伺いいたします。

次に、暮らしに安心・安全であります。この中では第一に災害に強いまちづくりを目指した取り組みを挙げられておられます。昨年の台風18号により、豪雨災害は甚大な被害をもたらしました。このような豪雨は近年比較的頻繁に発生する傾向にありますが、このような災害を教訓にどのようなところに力点を置いてまちづくりを進めようとしているのか、あわせて防災対策本部のサブ拠点設置について、本格的な機能を有したサブ拠点となる設置の具体的な動きについて進捗状況をお聞きいたします。

また、チビッコ消防隊の設立計画について、規模及び具体的な活動等どのようなイメージを描けばよいのかお伺いしたいと思います。

備えあれば憂いなしと言われるように、防災シミュレーションを行うことも大事でありますし、最近では自主防災訓練の開催も多くなり、内容も充実されてきておりますが、有事を想定し、さらに充実した取り組みも必要であります。町全体の大がかりな訓練も必要かと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、交通事故と犯罪のないまちづくりを目指すには、この中で防犯カメラの設置検討とありますが、現在町内で何カ所に防犯カメラが設置されているのかお伺いいたします。

また、現在ごみステーションが各地域に細かく設置されておりますが、ごみステーションの場所に安全灯がないところも非常に多くあるために、区域外からもごみを持ってきて捨てたり、廃棄物になるような物体も捨てていますが、このようなところにカメラの設置等の検討も必要ではないかというふうに思うわけでございます。今後の中でのご検討を願いたいと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、行政に信頼と真心について、住民から信頼される役場を目指すと言われております。この1年間、町長は、どのように職員との接点、どのような教育指導、体制強化を図ってこられたのかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答えをいたします。

大福集団茶園の再造成事業につきましては、第4次まちづくり総合計画でも既存の集団茶園の再造成を掲げているところでございますが、京都府や本町で取り組む「宇治茶の基盤整備プロジェクト事業」のモデル事業として推進を図るものであり、意欲的な7名の担い手の集約を図り、大型乗用摘採機を使用した効率的な茶園経営を図ることにより、既存集団茶園の再造成のモデルとなるよう茶園の再造成に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。こうした再造成を契機に、長期的視点に立って農政に対する対策を構築し、農業の後継者となる担い手の確保や耕作放棄地の発生防止を促進する中で、地産地消にもつなげてまいりたいと思っております。なお、本町では各地域で地域農業の将来ビジョンを描き、誰がどんな方法で農地を保全・利用していくのか、集落ごとに話し合う「京力農場プラン」づくりの推進に取り組んでおり、これに基づき持続的で力強い農業の実現を目指してまいります。

また、森林・林業につきましては、「公共建築物等における宇治田原町内産木材の利用促進に関する基本方針」を策定し、町が整備する公共建築物等におきまして、率先して町内産木材を利用することにより、森林の適正な整備、森林の公益的機能の持続的な発揮や、地域経済の活性化につなげていく仕組みづくりをつくり上げていきたいと考えているところであり、それを土台として、山主から建設業者までの流通システムの構築を目指してまいりたいと思っております。

景気回復におきましては、全国の有効求人倍率が1倍を超え、町内企業においても積

極的に新規雇用する動きが伺えると推測されるようですが、これをより促進するため、26年度より3年間、町内雇用促進助成金の交付を延長することとしています。

また、中小零細企業及び町内業者への支援として、「宇治田原町がんばるまちの商店・企業応援事業費補助」を本年度も引き続き実施し、町内小規模事業者応援事業として、省エネ対策や販売促進、店舗のバリアフリー化等の経営改善事業を実施するのに要する経費の助成や、中小企業販路拡大支援事業として、中小企業が町外で公的機関等により実施される展示会への出展する経費を支援することにより、4月からの消費税増税に対する負担軽減を目指してまいりたいと考えております。

また、新名神高速道路の協議に関しましては、地元設計協議の場で地元とともに取り組んでいくことを基本として現在実施しておりますし、今後もその考えで進めてまいります。

宇治田原山手線につきましては、住民組織も設置していただいたことを大変ありがたく感謝いたすところであり、引き続き京都府にも協力をお願いする中で事業進展に向けて取り組んでまいります。

また、緑苑坂以北の整備に関しましては、現在、ネクスコ西日本内で整備段階にあり、費用負担につきましても、整理できましたら協定締結を行う予定でございます。

小中一貫教育につきましては、現下の諸情勢を考えれば、その必要性は明らかであり、また、昨年実施されました住民アンケート結果を見ましても、8割の方々から支持されております。本町では、1つの中学校と2つの小学校により義務教育を行っておりますが、以前より修学旅行を合同で実施するなど小学校間の連携はありますし、小学校と中学校の間においてもさまざまな連携の取り組みを進めているところでございます。今後は、子供の数の減少化傾向が進む中で、小学校施設のあり方につきましても、教育委員会の中で議論をお願いしなければならない状況であり、この連携をさらに進める中で一貫教育そのものの方向性について明確にしていかなければならないと考えております。

また、教育委員会制度改革の問題に関しましては、先ごろ自民党案が党内で了承されたとの報道もございますので、そういった方向の議論がなされていくものと推測されるようですが、私自身は教育の中立性を侵すことがあってはならないと考えております。ただ、いじめ問題に代表されるように教育委員会のあり方そのものに課題があるとされていることもあり、この解決に取り組んでいくことも必要であると考えておりますが、いずれにいたしましても法令に基づいて対処することとなりますことから、今後動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。



次に、子育て世代への支援についてでございますが、町長に就任させていただいてから高校生通学費補助の充実を図りまして、現在保護者負担額のおおむね3分の1程度を補助させていただいております。高校生通学補助制度につきましては、今後とも検討を重ねてまいりたいと考えております。

大学通学補助に関する質問についてでございますが、私の意図するところは、高校生通学費補助制度を大学生まで対象に広げることだけでなく、町内に在住する大学生等が地域活動などを通じて、まちづくりに積極的にかかわりを持ってくれる、そのような大学生等に何らかの形で支援をできないかというものであり、引き続き多様な側面を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、災害に強いまちづくりについてでございますが、昨年の台風18号の際には、全ての町職員に参集をかけ、宇治田原分署・消防団や各地区自主防災会との連携により人的被害を未然に防ぐことができました。災害に強いまちづくりは、自助・共助・公助がそれぞれ意識を高め、平時から協力、連携していくことが重要であると考え、町としてそういった取り組みを推進してまいります。

災害対策本部のサブ拠点につきましては、平成25年度9月補正におきまして、サブ拠点整備等整備事業として、総合文化センターの非常用電源として蓄電池・発電機の整備を行うとともに、役場庁舎・総合文化センターとのインターネット回線の二重化と固定電話や携帯電話が使用できなくなった場合でも通話・通信できるよう衛星携帯電話の配備を行いました。整備した資機材を有事の際に円滑に使用できるよう町職員の訓練を今後実施していく予定でございます。

少年期から、火災・災害を予防する方法を地域で学ぶことは、将来の地域防災を支える人づくりに重要であり、地域ぐるみの防災体制の確立につながると考えております。26年度当初予算において、各地区自主防災会が児童で組織する「キッズ防火隊」を発足する際、必要な備品を貸与する経費を計上しています。キッズ防火隊につきましては、小学生を対象に各地域の自主防災会に発足いただけるよう働きかけていきたいと考えておりますが、その活動といたしましては、防火の啓発などを想定しているところでございます。

今年度、町内全11地区において自主防災会が発足いたしました。また、昨年11月10日には田原小学校において小学校区単位で消防防災訓練を初めて実施いたしました。

今後、各地区の防災訓練とともに、町主催の中規模、また大規模な防災訓練を実施していけるよう自主防災会等、関係機関と連携、調整しながら進めてまいりたいと考えて

おります。

犯罪のないまちづくりにつきましては、防犯カメラの設置は有効な手段の一つであると考えています。現在、町内に公共機関が設置した防犯カメラはございませんが、今後、防犯カメラの設置も含め、犯罪の抑止につながる手段の一つとして多角的に捉え、検討してまいりたいと考えております。ただ、防犯対策には地域の目が最も重要と考えておりますので、一人一人の防犯意識の向上と地域ぐるみで犯罪の芽を摘み取れる環境づくりを宇治田原町交番や地域防犯推進ネットワーク協議会等、関係機関とともに推進してまいります。

現在、町内のごみステーションの設置箇所は約440カ所でございます。ごみの搬出は、その日の朝8時30分までに決められたごみステーションに搬出していただくことが基本です。また、ごみステーションの管理は、そのごみステーションを利用される方で管理をお願いしております。防犯灯につきましては、生活道路等で防犯上必要なところに設置されるものであり、ごみステーションに設置されるものではございません。このような状況の中で、ごみステーション全てに安全灯を設置することは容易ではございません。また、議員ご指摘の地域外からのごみを持ってきて捨てたり、産業廃棄物と思われるようなものを捨てたりされることは年に数回あるとお聞きしている状況でございます。搬出されたごみの種類と収集曜日が異なるケースや、収集ごみの対象外であるケースにつきましては、注意喚起する張り紙をもって、持ち帰るよう指導している状況でございます。

以上のような状況から、地道なことかもしれませんが、まず、ごみステーションへのごみの出し方を注意喚起の看板等を設置して、啓発の強化を図ってまいりたいと考えております。

この1年間の職員の教育指導、体制強化についてのご質問でございますが、種々の研修を実施する中で、住民から信頼される役場を目指して、現地現場主義の徹底、また、住民目線で住民の立場に立って仕事に向き合う職員の育成に努めてきたところでございます。また、職員との接点につきましては、公だからできることを常に考える職員であられ、特に弱者の保護や安心・安全を担保とする政策立案能力を持つよう指導してきたところでございます。体制の強化につきましては、26年度より目的志向型組織機構への転換を図り、組織体制の強化を図ってまいります。

以上、私の政治姿勢について、マニフェストの検証と今後の対応へのご答弁とさせていただきますが、今後とも住民の皆様や議会の皆様にご意見、ご要望をいただきながら、

政策の推進、実現を図ってまいりたいと考えておりますので、これまで以上にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、この件の2回目の質問をさせていただきます。

農業政策では地産地消の考え方は大変よいと思いますが、まとまった量を確保するためにはひずみも生じてきます。おのおの必要な品目、必要な量をどれだけ生産すれば賄えるのかということになりますが、うたい文句だけでなく徹底した形で取り組んでいくためには具体的な方針なり計画を策定していく必要がありますが、お考えを伺います。

例えば現在センターで使用している米の場合、ほとんど山城産ということで、町外から購入されておりますが、自分の家で食べる米はヒノヒカリをつくっているわけですが、販売する米はキヌヒカリといった町内の家が非常に多いと聞いております。例えばヒノヒカリを奨励して、町全体で生産し、学校給食に活用するとか具体的な動きをしなければ成り立たないのが現状であります。そのあたりの補償も町として具体的に取組まない、かけ声だけで終わってしまいます。そういった町全体で積極的に農業支援を行うような考えはあるのかお伺いしたいと思います。

道路問題について、特に山手線については、いま一つ漠然とした取り組みになっております。ある程度のスパンに分けて、そして、そのスパンごとに具体的な計画を立ててチェックしていく必要が重要であります。一刻たりとも時間が過ぎていけば、その分おくれるわけでありまして。推進に向けた全線の概略工程表はお考えなのか。それがなければ全体が見えてきませんし、時間ばかり経過いたします。ぜひ早急に提示をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。約束していただけますか。

教育問題については、現状では課題も多くありますが、ガラス張りで風通しのよい体制づくりが必要であります。あわせて小さなことでも情報交換と連携を密にして取り組んでいただきたいと切に思うわけでありまして。この前の傷害事件発生以降、指導面において体制強化を図っていただいたと伺っておりますが、的確な役割と機能が果たせていないと疑問の声も聞きます。発生したこともさることながら、再発防止ができないようではどうしようもないわけでありまして、町長はどのように受けとめておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、2回目のご質問にお答えを申し上げます。

現在、農業政策につきましては、議員ご指摘のとおり地産地消システムを構築するに

は、種々の課題があると認識をしておるところでございます。本町におきましても、学校給食においても地元の野菜等々をできる限り使用させていただいておるところでございますけれども、今後集落における「京力農場プラン」づくりや、先進地の事例を参考にしながら本町にとってふさわしい地産地消のあり方を研究してまいりたいと考えておるところでございます。

また、道路問題についてでございますが、宇治田原山手線の未整備区間における工程表は、事業主体、事業手法を明確にしていかなければ立案することができないのが現状であります。京都府とはまちづくりと道路整備に関する勉強会を開催し、諸課題の整理に取り組んでいるところでございます。こうした取り組みを進めていくことにより、事業化を具体化させてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますように、お願いを申し上げます。

教育問題についてでございますが、加配教員配置後の体制につきまして、加配教員が直接当該生徒の指導をするのではなく、本来授業すべき教員のかわりに加配教員を置き、それによって教員が生徒指導するというのが加配のシステムでございますが、この加配によって実際に生徒指導に当たることができましたので効果はあったと認識をしておるところでございます。また、加配配置後の状況につきましては、一部の生徒については荒れた事象も見られますが、この背景にはさまざまな要因があるものと推測しております。多感な時期の成長過程の問題でもありますし、保護者ともども指導するなど、よりきめ細かな対応を図っているところでございます。なお、今後とも生徒の動向につきましては十分注意し、対応を図るよう心がけていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

先ほどから話していますように、町長就任以来1年余り経過したわけですが、町長自身はどのように自己評価されているのか。就任時においては、議会経験12年、民間経験17年、また、府、国においても太いパイプがあるのでと自負をされておりましたし、自信を持って町長に就任されたと思いますが、思うように行政運営ができたのかどうか。今の率直なお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

今定例会において副町長の人事案件が気になるところでありますが、この1年間副町長が選任できなかったことは町長自身みずからがつくった町政の空白期間であったと思うわけですが、町長も未経験であったがゆえに、そのギャップはなかなか埋まり

切れなかったと思うところであります。しかし、住民からいえば、そんな甘い言葉は通用しないのかもしれませんが。そのあたりは町長みずから、どのように判断されているのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 自己評価につきましては、なかなか私のほうから申し上げにくいわけでございますけれども、昨年の2月に多くの住民の皆様からご支持をいただき、第16代町長として町政を担わせていただくことになり、この1年間ふるさと宇治田原の発展のため、また、住民福祉の向上のため、粉骨砕身その職務に努めてきたところでございます。

もちろん、その中で、議員ご指摘のこれまでの私の経験や、国・府とのつながりを最大限生かしながら町政に当たってまいりました。引き続き公約実現や、また、新たな課題への対応などに全身全霊をもって取り組んでまいりたいと思っているのが私の率直な気持ちでございます。

副町長の件につきましては、この1年間選任することができず、議会の皆様方をはじめ、住民の皆様方には大変ご心配をおかけしておるところでございますが、そのことにより町政運営に支障を来すことがないよう、私を先頭に全職員が一丸となって業務の遂行に取り組んでいるところでございますので、どうぞご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 今、種々町長のほうからご答弁いただきましたが、町長みずからが自己評価は申し上げにくいというお話でございました。恐らくこの1年間は手探りで進められてこられたというふうにいるところでもあります。今後も時期を見ていろんな公約のチェックもさせていただきたいと思っております。あくまでも住民目線で、初心を忘れることなく、今後は成果ある中身の濃い町政運営にご尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、1件目の質問でございます。

引き続きまして、2件目の質問に移りたいと思っております。2件目は、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

鳥獣被害対策については、過去さまざまな取り組みを実施し、それなりの効果を上げていただいております。野猿の一斉捕獲、鹿、イノシシにおいては補助金制度を活用した電柵等の普及促進による被害の減少、おりによる捕獲、また、猟友会の皆さんの努力

も相まって近隣市町からの応援による捕獲促進、そして猿の追い払い隊による活動、狩猟免許の取得促進等々、多岐にわたって取り組みも行っていただいております。

しかし、活動とは相反し、一向に鳥獣が減る傾向になく逆に増え続けています。終局は自然界と向き合いながら、一方で個体数を減少させます。一方で被害防止策を強化することは当面の重要なポイントであります。個体数を減らすのは一般の住民だけでは難しいわけではありますが、被害防止策を強化することは可能であります。

そこで現在、電気柵の補助対象とされているのが10アール以上の面積で、3軒以上の方々に構成されていることが最低条件であります。この条件は国なり府の基準に照らし合わせての基準であり、町としてのプラスアルファの緩和した基準も検討すると、以前からお聞きもいたしております。その後検討していただいた結果をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 電柵補助金の拡充につきまして、1回目のご質問にご答弁申し上げます。

鹿、イノシシによる農作物の被害防止対策につきましては、鳥獣被害防止特措法に係る緊急対策としての交付金を活用し、電気柵設置事業を推進してきたところですが、小口での助成制度ができないものかのご意見を頂戴したところでございます。

本町といたしましても、京都府に対し、電気柵に対する補助要件の緩和をいろいろな機会を通じて要望してきたところですが、町単費で補助対象の基準を検討する中で、真に優良な農地として確保、保全していく農振農用地に指定された農地について、面積、受益戸数にかかわらず補助対象とできるよう、平成26年4月1日施行で補助金交付規則の改正をしたところでございます。

なお、制度の見直しにつきましても、引き続き国・京都府に要望してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） ただいまご答弁をいただきました内容では、真に優良な農地として確保、保全していく農振農用地に指定された農地については、面積、受益戸数にかかわらず平成26年4月1日から補助対象にできるよう改正するというご答弁をいただきました。これは今、国・府の補助対象と同じ条件と考えてよいのかお伺いしたいと思います。

補助拡大ということで、一歩前進しましたが、ただ、農振は外れていても、れっきと

したすぐれた農地もありますので、そのあたりは区別するのがよいのかどうか、道一本隔てただけで全く条件が変わるというのもどうかと思いますが、今後の中でも前向きにご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 電柵補助金の拡充につきまして、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、電気柵に対する補助要件の緩和を国・京都府に要望してきたところですが、現在要件の緩和には至っておりません。そこで、宇治田原町野生鳥獣被害総合防止施設等設置事業費補助金交付規則を改正し、町単費の補助金の要件の緩和を図ったところでございます。

農振農用地は、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として定めた農地であり、本町といたしましても確保、保全していかなければならないと考えているところでございますが、議員ご指摘のとおり、農振農用地以外の農地も荒廃化しないように守っていくべき農地と認識はしているところでございます。

本町といたしましても、今後の農地の状況を十分注視し、京都府とも協議する中で、制度のあり方について検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたしますが、国等の補助金を活用した電柵の設置は大分進んだと思いますが、国の施策として、この補助金制度は今後も継続して実施されるのか伺いたいと思います。もしも国の補助金制度がなくなったとしても、継続するような要請もお願いしたいと思いますし、町単費での補助は継続できるようお願いしたいわけですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 電柵補助金の拡充につきまして、3回目のご質問にご答弁申し上げます。

京都府にも確認いたしましたが、国の補助金は今後継続されるかどうかは、現時点ではわからないとの回答でした。有害鳥獣による農作物への被害は、いまだに続いていますことから、国・京都府に制度の存続を要望してまいりたいと考えています。

また、町単費の補助金につきましては、現時点では継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、次に個体数の削減についてお伺いいたします。

鳥獣被害は全国的にも増加しているため、国・府、そして各地域や自治体で工夫を凝らした取り組みも種々検討をされております。北部3市では、これ舞鶴と宮津と福知山でございますが、捕獲した鳥獣の処分場も検討されています。インセンティブを設けて、例えば現状本町においても鳥獣を捕獲した場合、1頭につき4,000円を支払うというルール決めをされているようですが、このルールというのはいつごろから、このような取り決めをされているのか、ルーツを教えてくださいたいと思います。

といいますのも、過去本町の議会において、総務産業常任委員会において滋賀県甲賀市水口町、そして、和歌山県日高川町等々へ視察研修も行ってまいりました。その中で、甲賀市においては大型おり、日高川町においては捕獲した動物のジビエ加工等々研修してまいりましたが、共通するところは猟友会のメンバーが鳥獣を捕獲した場合は、1頭につきインセンティブをつけて補償したということであります。当時我々も個体数を減少させるには、ハンターに補償も必要だと言いつけてまいりました。しかし、行政側との意見の食い違いもあり、実現されなかったわけであります。

そこで現在に至るまでの経過と今後への継続性についてお伺いしたいと思います。あわせて、ふえ続ける個体数の削減に今後どのような施策を打ち出すのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） ご質問にございました捕獲に対する報酬につきましては、ご要望を頂戴する中で綴喜郡猟友会宇治田原支部とご相談させていただきましたところ、京都府北部では既に実施されていましたが、行き過ぎた捕獲により事故につながるおそれもあるとの判断から、頭数による報酬ではなく、出勤に対して報酬のお支払いを実施すべきとの意見をいただいたところです。

しかし、鹿の個体数が全国的に増加する傾向に鑑み、国では平成25年度から鹿捕獲強化事業として2年間、猟期のうち11月15日から2月28日までの期間に鹿の捕獲に対し、4頭以上10頭まで1頭当たり4,000円の奨励金を、また、近年の野生鳥獣の個体数増加に対応するため、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金として3年間、猟期以外で1頭につき8,000円、幼獣については1,000円を交付する制度が創設されたところでございます。



本町といたしましても、こうした事業を活用しながら、綴喜郡猟友会宇治田原支部の協力をいただき、ふえ続ける個体数の抑制に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

平成24年度と平成25年度の、まあ25年度はまだ終わってありませんが、比較で捕獲した頭数はそれぞれどれぐらいの数になっているのか。また、その中で補償した頭数はどれぐらいか。あわせて、最近はおのおのどのような方法で捕獲しているのかお伺いいたします。

現在、猟友会の会員の方も高年齢になっているため、後継者問題も深刻であります。今から次につなげる手を打っておかないと、近い将来は動物の天下になりますので、近隣の市町とも連携した施策の検討も必要かと思いますが、そのような会合等をもって種々対策を検討されているのかお伺いいたします。そのようなところと定期的な会合を持つことによって常に情報交換できますので、行っていただきたいと思います。既に実績があれば教えていただきたいと思います。

今、先ほども言いましたように北部3町で2,700頭を処理する処分場の建設も計画されております。こういった近隣とのいろんな話し合いの中で、将来対策できるようないろんな話が進んでいくような形で、今、京都府との連携とかいろいろございますが、特に隣の甲賀市等との連携というのは非常にこれからも必要になってこようと思いますので、そのあたりも含めてよろしくお願いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 個体数の削減につきまして、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

平成24年度では、鹿57頭、イノシシ17頭、猿8頭を、また平成25年度では、現在鹿71頭、イノシシ25頭、猿8頭を捕獲駆除しました。

また、近隣市町とも連携した施策が必要とのご指摘でございますが、平成25年度には綴喜郡猟友会宇治田原支部に捕獲委託を行い、週に2回、計画捕獲を実施していただいたところでございます。その際、八幡市や京田辺市など、近隣の各支部からも応援をいただく中で有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいたところでございます。今後、近隣の市町とも情報交換、情報共有をする中で、猟友会員の後継者問題も含め、有害鳥獣対策を積極的に進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願い

いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をさせていただきますが、先ほどから出ておりますいろんな鳥獣動物を捕獲した後、証拠となるものを持って申請しなくてはいけないとお聞きいたしております。大変面倒なことと聞いております。といいますのは、捕獲した動物の体の一部、現在は解体した後、歯を持ってきなさいということになっているようですが、それにつけ加えて、日付の入った、また、人と動物の写っている写真等々であると聞いております。1人で行動しているような人というのは、条件を満たすことは非常に難しいという声も伺っております。もっと簡単にならないものかという声も聞いておりますが、検討できないものかお伺いしたいと思います。

過日も、私の知人で、一つのおりに3頭の鹿が入っていたと聞きました。本人は処分するのがもう精いっぱいのため、申請はされていませんが、せっかくよい奨励金制度がありながら活用されていないのが非常に残念であります。何とかそれにかわるような簡単な方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、本町における鳥獣の個体数はおのおのどれくらいいるものか想定されていて、また、どの程度を適正と判断されているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水産業振興課長。

○産業振興課長（清水 清） 個体数の削減につきまして、3回目のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問にありました申請書類等につきましては、国の要領で規定されたもので、本町で制度を変えることはできませんが、京都府を通じて国に申請の要領の簡素化を要望してまいりたいと考えております。

また、鹿、イノシシの個体数は、京都府でも把握されておらず、適正な頭数も特に定められていませんが、鳥獣による被害を鑑みれば既に適正な頭数を超過していると言わざるを得ませんので、今後もさらに有害鳥獣駆除に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○1番（垣内秋弘） 今いろいろ申し上げましたが、今後いろんな動きがあれば、少なくとも我々にもタイムリーにいろんな情報をいただきたいと思ひますし、野猿の大型おりについて、今後も継続されていくのかどうか、こういったものも非常に注目をするところでありますし、また、行政として先進地の取り組みを研究し、対策検討をぜひお願い

したいというふうに提言いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、8番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○8番（山内実貴子） 8番、山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目は、子育て施策。子ども・子育て会議についてお伺いいたします。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けて、宇治田原町でも子ども・子育て会議が設置され議論されていますが、ぜひ地域での交流・人材の発掘など、あらゆるマンパワーを利活用できるシステムにしていきたいと思います。子育て世代がどんなに忙しくても、大変な中でもこの町で子育てできてよかったと言っただけだと思います。町長は、子どもは大切な町の宝であるといつも言われています。市政方針でも、福祉・健康長寿対策としての取り組みの一端を話されましたが、子どもたちを育む、子育て施策について、お考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山内議員の子育て施策についての考え方についてご答弁を申し上げます。

全国的に少子高齢化が急速に進む中、経済的な問題をはじめ、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下など、近年、子育てをめぐる情勢にはさまざまな課題が生じてきております。

こういった中、私たちが住むここ宇治田原町は、昔から根づく地域の中で、人と人がつながる強さがあり、また、お互いを絆で支え合う、人の温かさにあふれた町でもあります。私は、今後の各種子育て支援策の推進においても、本町のこの地域力を最大限に活かし、安心して出産し、子育てしてもらえる環境づくりが重要であると認識をしておるところでございます。

折しも、一昨年の子ども・子育て関連3法案の成立により、平成27年度から、子ども・子育て支援に関する新しい制度がスタートいたします。現在、本町におきましても、子ども・子育て会議を組織し、去る2月には子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施したところでございます。今後、本ニーズ調査の結果を踏まえ、保育等の需要量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期等を盛り込んだ「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。先ほど申し上げました本町の地域の特性を十分踏まえるとともに、議員ご指摘のマンパワーをはじめとする地域の活力も頂戴する中で各

種子育て施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

少子高齢化と言われる時代、しかし、ご高齢の方がたくさんおられても、その経験と知恵を伝授していただける機会が少ないのが現状です。

先日、自主防災会での訓練においても、ふだん何げなく行き違い、挨拶を交わすくらいのお互いでも、いざ一つのことに取り組むとなれば会話も弾み、防災の取り組みともなれば、なおさら団結心も生まれてくるようでした。子どもたちも毎日が忙しく、近所同士で年上の子が年下の子も一緒に面倒を見ながら遊ぶということがほとんどなくなり、さらに、近所のおじいちゃん、おばあちゃんとかかわることもなかなかありません。こういう中で、子育てに関しての相談や、お母さん同士のつながりを持っていける子育て支援センターの役割は本当に大切になっています。

政府は本年度に子育て中の保護者に保育所などの情報提供や仲介をするコーディネーターを市区町に配置し始めます。保護者の相談を受けて保育園を紹介する横浜市の保育コンシェルジュなどが待機児童解消に成果を上げたため、全国でも導入するものです。ただ、待機児童の数は市町村でばらつきがあるため、コーディネーターの役割を、子育ての悩み全般の相談に拡大。これに対応して、地域の医師や保健師、民生委員、児童相談所などとの連絡調整も盛り込んでいます。

今、施設の充実、企業型や小規模保育など、また、料金体系など保育サービスに応えていかなければならない中で、子ども・子育て会議での議論も進められていくと思いますが、こういう政府の取り組みについてどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（田中 修） 奥谷福祉課長。

○福祉課長（奥谷 明） ご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童解消等のために、それらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子供や保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であり、そのため国では利用者支援事業として、いわゆる「子育てコーディネーター」や「保育コンシェルジュ」などとも呼ばれるスタッフを配置する事業を展開しようとしているところでございます。

このように各種事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係

機関との連絡調整等を実施することは、本町においても非常に重要なことであると認識いたしております。

このような状況下ではありますが、本町では、現在、地域子育て支援センターを町立保育所内に併設しており、その中で既に育児不安等に対する相談・指導、子育てサークル等への支援、各種情報提供等を実施しているところであり、現時点においては、国の事業を現センターへ取り込む、または機能拡充することが現実的ではないかと考えるところでございます。

いずれにいたしましても、国においても詳細内容について引き続き協議されている状況であり、その動向を注視する中で、本町の子ども・子育て会議においても議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 子育て施策は子供たちを取り巻く大人、また、全町がかかわっていかなければならないことがたくさんあると思います。政府の動向も見きわめつつ、周辺地域とも情報交換など連携をとりながら、積極的にその情報を取り入れ、子育て施策にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、2件目、町ぐるみの取り組み。読み聞かせ隊についてお伺いいたします。

宇治田原町でも子どもたちによりたくさんの本に親しむ機会をと、読み聞かせ隊のメンバーや、小学校の先生方によって、朝読書タイムや絵本の読み聞かせを進めていただいております。同じ場所で、顔を見合わせながら、直接声を聞きながらのお話は心に響くものがあります。また、図書館でも、毎月のおはなし会や、各小中学校の図書室との連携、児童・生徒たちとの交流等、図書館事業にも力を入れていただいております。

町全体でのこういう取り組みは、ぜひとも大切に継続していただきたいと思います。今後、こういう取り組みを推し進めるお考えはあるのでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 現在、読み聞かせ隊の活動につきましては、田原小学校にて行っていただいております。ご指摘いただきましたように読書に対する意識づけなど効果が見られると思っております。一方で宇治田原小学校においては読み聞かせ隊がございませんので、田原小学校の読み聞かせ隊の方々にご協力いただいているのが実情でございます。こうした読み聞かせ隊にお願いしております活動は、効果的であるとの認識を持ちますとともに、子どもたちの読書意欲の向上に対して非常に重要であるとの考えをいたすところでございます。

このようなことから、読み聞かせ隊にご協力いただいております方々のレベルアップを図りますとともに、新たにご協力いただけるボランティアの方々を見出すことを狙いとして、読み聞かせボランティア養成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、読み聞かせによって読書に興味を抱いた子どもたちが、さらに関心を高めてくれればとの狙いから、子ども司書育成にも力を注いでいるところであり、町立図書館と各小中学校と図書館との連携を図る中で、読書に対する意欲の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） ありがとうございます。

読み聞かせ隊の活動について、効果的であり、さらにそのレベルアップと、協力してくださる方を見出すためにとの取り組みが進められていくことは本当に大切なことだと思います。今後、子どもたちが小中学校を卒業しても、さらに読書に対する意識を持ち続けられるような環境づくりが重要になってくると思います。その中で町立図書館の役割はとても大きくなってきます。年々貸出冊数が減少している現状に、子どもたちが読書離れをしないような取り組みが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 小中学校におきまして、読書に関心を抱いた子どもたちが、その後も図書に親しんでくれるようにとの思いは、我々といたしましても同様でございます。

町立図書館が開館いたしましてから約20年が経過する中で、さまざまな状況変化があったと感じております。年々減少傾向をたどる貸出冊数につきましても、単に図書離れという問題だけではなく、電子ブックの普及など近年進化の著しい電子媒体の影響も大きいと推測するところでございます。

ただ、その一方で、図書館の運営スタイルが開館時と変わらぬ形であり、現在の状況に即しているかと言われれば、検討を要する部分もあるのではないかと思う次第であります。よくお聞きいたしますのが開館時間の問題でございます。平日は10時から18時、土・日は10時から17時としておりますが、町外にお勤めの方々には平日の利用がいただきにくいのご意見を頂戴しております。また、祝日には閉館しているため、休日の利用がいただけないのご意見も頂戴しております。

オープン当時の20年前とは社会情勢も変化しており、現下の状況やニーズにも対応するために、開館時間について一定の検討が必要ではないかと考えております。開館時

間等につきましては規則で定められておりますので、変更するとなれば改正手続が必要となりますが、規則改正を実施する前には実情を探る調査や試行などを行うなどし、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもに芽生えた図書に関する興味をそぐことのないよう、また、子どもをはじめ、多くの住民の方々に図書館をご利用いただけるよう努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○8番（山内実貴子） 近年、活字離れも指摘される中、もっと住民の方にも広く読書に親しんでいただく一つとして読書通帳の取り組みがあります。各地でも導入する動きが見られるこの取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に読書への意欲を高める効果が期待されているものです。

また、北海道剣淵町は、まちおこしの取り組みをと、絵本の里として町の図書館を整備し、まち全体で絵本の読み聞かせに力を入れ、映画「じんじん」の舞台としても知られているところです。

読書は心のごちそうという言葉もありますが、宇治田原町でも子どもから大人まで住民の皆さんが本に親しみ、かかわっていけるような取り組みがさらに推し進められていきますことを期待しております。

そしてまた、読み聞かせ隊の活動のみならず、子ども安全見守り隊など、マンパワーを利用した、町を挙げての取り組みについても、その取り組みを継続させていけるような後押しをお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分から会議を再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 今西久美子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、この間起きました維孝館中学校の問題についてお聞きをいたします。

昨年11月、維孝館中学校の生徒が教師や卒業生に暴力を振るったとして、ことし

1月になって逮捕、送検されました。この事件は新聞にも掲載をされ、宇治田原町住民に大変なショックを与えました。その後も、地方紙には保護者の方や住民の方から連日のように投書が寄せられ、関心の高さがうかがえます。

まず、この間の学校、教育委員会の対応について次の5点につきましてお伺いをいたします。

まず、維孝館中学校が開校して65年、初めての逮捕者を出したことについてどのように思われているのか、教育長のご所見をお聞きいたします。

次に、当該生徒は既に学校に戻りもとの生活に戻っております。中学校現場におかれては先生方を中心に大変なご努力をいただいていることと思いますが、学校、教育委員会はどのように取り組まれているのか、また、帰ってきた子どもたちの様子から見て、今回の警察への通報についてどう総括をされているのかお聞きをいたします。

次に、逮捕、補導されました5人の生徒の中にはいろいろな課題や背景を持つ生徒もいたと聞かるところですが、生徒指導という物差しだけで生徒の実態を判断するのは配慮に欠けたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、教育長が1月10日付の洛南タイムスの取材にこのように答えておられます。1件目の際の指導不足が原因と考えている。このようにおっしゃっているわけですが、その1件目の際、どのような指導をし、どのような点で指導不足であったとお考えでしょうか。

5点目ですが、私は逮捕された卒業生の保護者から相談を受けまして、京都府の少年課、自立サポートセンターにもご相談申し上げ、支援を受けてまいりました。その結果、その卒業生は1カ月の身柄拘束を経て、自宅に戻れることとなりました。学校や教育委員会はこの当該生徒や卒業生の自立更生のために、どのような対応をなされたのかお聞きをいたします。

また、卒業生である高校生も今回、関係をしていることから、高校との連携も必要ではないかと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは今西議員のご質問にご答弁申し上げます。

この間、町議会議員をはじめ、住民の皆様方にご心配をおかけいたしました。多くの方々からまた叱咤激励のご意見も頂戴いたしました。この場をおかりいたしまして、改めましておわびとお礼を申し上げたいと存じます。



さて、今回、逮捕者を出したということにつきましては、本当に、まことに遺憾であると思っております。私自身もそうでありまして、学校現場も同様であります。できればこのような事態は避けたかったというのが実感でございます。

しかしながら、避けられなかったということからいたしますと、事態の検証と今後に向けた検討など整理すべき課題はあると認識するところでございます。

今回の事象の対象となった生徒たちは、現在全て登校しており、学校現場は当該生徒たちと周囲の生徒たちに対する配慮をし、以前と変わらぬ学校生活を送っております。それぞれに多少の差はあるものの、総じて反省をしてくれております。警察等による一連の調べの中で、注意をされたり、反省を促されたりすることによって生徒自身感じてくれたものがあると確信いたしております。

学校現場としては、当該生徒たちに対し愛情と熱意をもって指導に当たっていただきましたが、今回の事案は当該生徒たちが個々に課題を抱える中で、学校として指導できる限界を超えてしまった点が大きな要因であると思っております。今回の件が、これからの人生を送る中で、よいことはよい、悪いことは悪い、社会で許されないことは学校でも許されないといった基本的な判断を持たなければならないということにつきまして、生徒たちは理解してくれたのではないかと考える次第でございます。また、生徒個々の事情も異なりますので、画一的な判断をもって生徒指導することは非常に難しい面がございますので、今後もその時々状況に応じた対策をとることが肝要であるとする考えでございます。

新聞報道により私の発言についてでございますが、本当に言葉足らずの部分もあり、混乱や誤解を生じさせていることについては大変申しわけなく思っております。今回の件に至りますまで、小さな事案があったと思われませんが、こうした事案をそのときそのときにきめ細かに対処し、大きな事案とならないようにすることが肝要ですが、このようなきめ細かさが少し欠けていたのではないかとこの点が反省点として挙げられると思います。私自身のことを踏まえ指導が足りなかったのではないかと考える次第であります。今後、こうした反省点を糧として努力をしまいたいと考えております。

卒業生の問題に関しましては、義務教育の学校の指導の枠を越えておりますので、なかなか中学校としては対応できないのが実際のところでございます。特に課題のある生徒となれば、こちらがかかわろうとしても相手になってくれませんので、向こうから来てくれるのであれば別ですが、そうでなければかかわることはなかなか正直なところ困難でございます。

このようなことから、今回の件に関しましては教育委員会や学校として直接かかわれてはおりませんが、今後の課題として、現役の高校生なら当該学校との連携は可能であると考えますし、また学生でない有職青年の場合などからもしも相談をお受けになったのであれば、教育委員会といたしましてはその保護者をつないでいきたいというふうに考えております。また、中学校とも連携する中でしっかりと対応していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまの教育長のご答弁ですが、遺憾であると、できればこのような事態は避けたかったと、このようにおっしゃりながら、結果的にはこの通報、逮捕がよかったと受け取れるような答弁に私には聞こえました。中学生が警察の取り調べを受け、どれほど心に傷を負ったかということには全く思いをはせない簡単な答弁であったというふうに思います。ただいまのご答弁の中で今後に向けた検討など整理すべき課題があるということですが、具体的にどういう課題があるとお考えでしょうか。

また、指導不足について、小さな事案にきめ細かな対応が欠けていたとのご答弁でしたが、なぜこういったきめ細かな対応ができなかったのか、その原因は何だとお考えでしょうか。

さらに、卒業生の問題に関しまして相談があれば教育委員会につないでほしいというご答弁がございましたけれども、先ほど述べました府少年課の自立サポートセンターの方は校長先生や現担任の先生ともお話をされ、また、卒業生については元担任にも連絡をとり、文字どおり走り回って支援をしてくださいました。教育委員会に相談すれば、そのような対応を本当にしていただけるのでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは2回目のご質問にご答弁申し上げます。

個人のプライバシーにかかわる問題もありますので詳細は控えさせていただきますが、それぞれの生徒が置かれた環境はさまざまであり、その環境によって生徒個人の抱える課題は多岐にわたると思います。それら多岐にわたる課題に応じた対応をケース・バイ・ケースで行うことが肝要であり、迅速かつ丁寧な状況に応じた対応を図ることが必要と考えております。

基本的には中学校の担任の先生のレベルでの対応となりますけれども、繰り返し問題事象を重ねる中で、問題行動をやめさせる対応に追われ、指導の観点が固定しがちになり、柔軟な対応ができかねていたのではないかと考えております。こうした点を解消す

ることが必要であると考えており、今後、中学校とも協議しながら検討をしていきたいと思っております。

卒業すれば学校から当該本人に指導することは、先ほども申しましたけれども、大変難しいことではありますが、やはり本人から相談を受けるなりしないことにはサポートすることはできません。学校もしくは教育委員会に対し、ご家族や卒業生から相談があればこれに応じることはやぶさかではありませんので、必要があればそのようにお伝えしていただければ結構でございます。

今後、問題行動の再発防止に向け、中学校と地域の方々と連携を密にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、今後というお話もありましたけれども、二度とこのような事態を招かないために一体何が必要だとお考えでしょうか。具体的にお答えを願います。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 問題事象を引き起こしたのは生徒たちでありますので、このことから、生徒自身に反省と自覚を促し、それ以外の生徒たちに対しても、事のよしあし、すなわち社会で許されないことは学校でも許されないという基本的な部分を十分理解させることが必要であると考えております。

この部分につきましては、学校の中の学級指導また道徳の指導、特別活動、そういった分野で、先生方のほうも今回を教訓にして取り組んでいきたいというふうに連絡を受けております。

また、生徒のみならず、各家庭においても同様の考え方をご理解いただけるように努めなければならないと思います。少々厳しくなるかもしれませんが、生徒に課題があったならば、家庭に対して何らかの助言や指導を行う中で対処したいと考えております。

今回のような事象を起こさないためにも、学校と教育委員会がより一層連携を図る中で努力してまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまのご答弁の中に、社会で許されないことは学校でも許されないというフレーズがございました。当然、今回の生徒たちの暴力、これは絶対にだめだというふうには思いますし、学校において社会的なルールや規律を教えることは大事なことだと思いますが、学校は処分や厳罰で立ち直らせるところではありません。未

熟なこともあり得る児童・生徒が間違っただけをしたときに、その間違いに気づかせ、真っすぐに生きていくことを促すのが学校の役割ではないでしょうか。社会と同じであるなら、学校は一体何のためにあるのでしょうか。手に負えないものは警察に任せるようなやり方では子どもたちや保護者、地域との信頼関係は築けないし、学校の存在意義が問われるところです。学校には学校の社会のルールを教える方法があると思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

また、生徒の個々の事情が異なるので画一的な判断で生徒指導をすることは難しいというご答弁もございました。しかしながら、今回一律に対応されたことについてはやはり問題があったと言わざるを得ません。一人一人に合った生徒の捉え方が大変大事であります。学校にとって、困った子は実は本人が一番困っているということ、これは何らかの大人に対するサインであるということ十二分に理解をし、信頼と愛情に立った指導が不可欠だと考えます。そういった研修も今後必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この間、一般質問でもずっと指摘をさせていただいてまいりました学校現場の多忙さ、超過勤務の状況など、先生方がゆとりを持って子どもたちに向き合える時間的余裕がないことも原因としてあるのではないかと思います。この間、指導主事さんも1名増員をされ、スクールサポーターも配置をされたところですが、どのような役割を果たされてきたのでしょうか。学校現場とも十分ご協議をいただき、さらに必要な手立てをとるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） ご質問にお答えいたします。

子どもたちの成長過程の中では学校が担う役割のほか、社会が担う役割、そして、家庭が担う役割などがございます。一概には言えませんが、昨今はこの中で家庭の担う役割を果たしていただけていないのではないかとと思われる家庭や保護者も見受けられます。

こうした中で学校現場も精いっぱい努力をしてくれておりますが、今回は本当に限界を超えた事態であったと思います。こういった限界を超えた事態に対してはやはり警察の力をおかりすることもやむを得ないというふうに判断をしております。何でもすぐに警察に通報するというような考えはございませんので、誤解なきようお願いいたします。

今回のケースは画一的に対応したのではなく、当該生徒たちが集団にて問題事象を引き起こしたため、結果としてこうなったものであります。したがって、決して一人

一人に応じた捉え方をしていないのではございません。ご指摘のように本人が一番困っていることは理解いたしておりますので、そうした生徒への対応の仕方については今後とも研究等を重ねてまいりたいと考えております。

時間的な問題に関しましては個々の教員の状況もございまして、一概には言えませんが、必ずしもご指摘のような要因があったとは認識いたしておりません。体制の問題に関しましては、それぞれが担う役割を果たすべく、対応に当たっていただいておりますが、当該生徒たちの行動に全て対処することはできませんので、結果的に今回のような事象が発生したものと受けとめております。

今回の事象を糧として、学校現場とも十分協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 超過勤務で時間的余裕がないことについては今回、要因ではないと、そういうご認識を示されました。ただ、問題行動をやめさせる対応に追われていたというご答弁がありましたし、柔軟な対応ができなかったこと、さらには、今後、子どもたちが抱える多岐にわたるいろいろな課題について、迅速かつ丁寧に対応する必要があると、こういうご答弁でしたね。これらのことを考えると、本当に現体制でよいのか非常に疑問であります。学校現場、本当に忙しく、大変な状況であるというふうに思います。今回のことと体制の問題、関係ないというご認識ではなくて、今後のことも含め、十二分に現場の声を聞いて対応していただきたいというふうに思います。

それと、午前中の質問の中でもありました地域や家庭の教育力の低下の問題、社会情勢の変化などにより、全国的な課題だというふうに認識をいたしております。先ほど町長は宇治田原町、我がまちを人と人とのつながりがあり、温かさにあふれたまちであるというふうにおっしゃいました。私も同感であります。ただ、その地域力を有効に機能させることが必要ではないかと思えます。子ども・子育て会議のお話もございましたけれども、教育委員会としても地域や家庭の教育力向上対策に積極的に取り組んでいただきたいと思えますが、どうでしょうか。

それから、最後に、今後、地域、保護者の信頼の回復、子どもたちの将来のために全力を挙げていただきたいと思えますが、その点、教育長のご決意を伺いたいと思えます。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 失礼いたします。今、今西議員がおっしゃられたことにつきましてですが、地域の教育力を高めるということについては本当にそのとおりでいうふ

うに考えております。

現在、教育委員会では小中連携というものに取り組んでおりますけれども、まさに今回、中学校2年生、3年生の子どもたちが起こした問題につきましてはやはり中学校になってから対応するのはもう遅い、やはり、この問題については小学校の早い段階から地域やあるいはご家庭と連携する中でやはり規範意識をしっかりと醸成していくことが非常に大事だというふうに思っております。

そういった意味で今現在、小学校の先生方と中学校の先生方が互いに協力して、先ほども申しましたけれども、学習指導のいわゆる学習時の規律、学習規律、それから、小学校は小学校、中学校は中学校の生活の規律、中学校になると校則という名前になりますけれども、小学校からそれぞれの発達段階に応じたそういった規範意識をつけていく、そして、よいことと悪いことの区別をしっかりとつける、ご家庭にも協力してもらおうと、そういったことが私は一番肝要ではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地域の教育力をしっかりとつけていくために、教育委員会といたしましては、今後、教育委員会に取り組んでいる中身につきまして、しっかりと地域住民の皆様にご報告もしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 私も地域の一員として子供たちのことを含め、しっかりと見守っていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、通学路の安全対策についてお聞きをいたします。

最初に、田原小学校の通学路の安全対策についてであります。

田原小学校の東南の角の交差点は、保育所の送り迎えの車や通勤車両で朝夕の交通量が非常に多く、たびたび事故も起きていますとお聞きをしています。斉田神社前から東へ向かうとき、交差点では小学校の壁が左側にございまして、歩行者の姿が見えず、危険であります。私も何度か、ひやとしたことがございます。カーブミラーは設置をいただいているのですが、交差点の形状が少々変則なため、車は映りますが歩行者は死角となって映りません。見通しのよいフェンスにするなど、改良できないものか、お伺いをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） ただいま、ご指摘をいただきました町道と府道の交差部分につ

きましては変則的な形状を呈しておりまして、通過時には細心の注意を要する交差点の一つであり、通行する児童にも安全を十分確認すること、急な飛び出しなどしないよう、安全に通行することについて指導をいたしておるところでございます。

田原小学校の塀に関しましては、昨年度に修繕をいたしましたところでございますので、現段階での撤去等は考えてございません。ご指摘のように、死角となる状況を解消いたしますには、ネットフェンスへの変更も選択肢の一つとして考えられるところですが、現実的には現状のカーブミラーの移設、もしくは増設等により対応したいと考えておりまして、建設課とも協議をいたしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） その角の部分だけでもフェンスにできないかなというふうに思っただんですが、カーブミラー等で死角をなくしていただけるということですので、注意を喚起するような看板などもぜひご検討をあわせていただけたらなというふうに思います。

また、宇治田原小学校の通学路の安全対策についてもお聞きをいたします。府道宇治田原大石東線の岩山バイパスは交通量も非常に多く、大型車両も頻繁に通行して大変危険な状態でございますけれども、歩道がございません。この問題につきましては、2012年の6月議会でも取り上げさせていただき、府に対して縁石もしくはガードレールの設置を求めていただきたいと質問をいたしました。要望する際には、関係者や学校現場の現況把握を踏まえ、どのような形での取り組みがより適切であるかの判断が重要であるということで、単に要望することがよいのか、違う形で対処するのがよいのかなど、検討が必要だというようなご答弁をいただいております。

当該箇所につきまして、どのようにご検討いただいたのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） ご答弁申し上げます。

ご指摘の場所に関する現況把握を行い、事業実施の可能性、また、道路管理者である京都府との情報交換等を踏まえる中で、現実的な対処、方法について、検討を行いました。

その中で歩道設置など、道路改良を行うには膨大な経費を要することから、費用対効果の面から整備優先順位はかなり低く、仮に整備要望を出したとしても、実現する可能性は極めて低いと判断いたしました。このことは、通学する児童の安全について軽視するものではなく、予算執行される側の考えをしんしゃくすれば、やむを得ないというふ

うに考えております。

このようなことから、みずからの命はみずからが守らなければならないという本旨に基づき、実現可能性の低い改良要望をするのではなく、それ以外の方法について模索したところがございます。自宅から指定集合場所までの安全確保につきましては保護者の皆様方をお願いしているところでありますけれども、さまざまなご相談等は随時賜り、可能な範囲の中で対応させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 一昨年、亀岡で大変な事故が起きました。記憶に新しいところがございます。また、最近でも、広島で横断歩道を渡っていた小学生の列にトラックが突っ込みまして3人が重体となる、こういう痛ましい事故も発生をしております。

交通ルールを守り、みずからがどんなに気をつけていても、児童・生徒が巻き込まれる事故というのは全国でも多発をいたしております。ガードレールや縁石などの整備がきちんとなされていればと悔やまれるような事例も多くあるのではと考えるところです。

また、今、ご答弁にもありました子どもたちの命を費用対効果ではかることはできないというふうに私は考えます。西谷町長は議員の時代から子どもたちの安心・安全には非常に熱心に取り組み、通学路の改善などにも尽力をしてくれました。現在、同じ府道ですが、宇治木屋線の郷之口の下町地域で用地買収や拡幅を伴う歩道の整備が行われておりますが、私が申し上げています当該箇所においても同様だと考えます。せめて通学路の範囲だけでも歩道を設置するなどの安全対策を府に対して求めていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘のように、子供の安心・安全に関しましては、私自身が高い関心を持って臨んでいる大きな課題の一つであり、何らかの対応策は必要であると考えておるところでございます。

本件につきましては、本町から道路管理者である京都府に対して相談させていただいておりますが、道路本体及び周辺の状況などからして、現状では歩道の設置ないし道路の拡幅は困難であるとの回答があったところがございます。

しかしながら、京都府も地元要望や道路の利用状況などを勘案しながら、事業を進められているところでもあり、その中での判断でありますので、本町といたしましても、今後とも京都府と連携をしながら、適切な対応を考えてまいりたいと考えておりますの



で、どうぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 交通事故の死亡事故の中で最も多いのがやはり歩行者であるというふうに言われております。

私は車優先の社会から、交通弱者である子どもたちやお年寄りが優先される道路整備への転換が求められていると考えております。いずれにしましても、適切な対応を考えるとというご答弁をいただきました。最もよいのは先ほども申しております歩道の設置なわけですが、この間、町道でカラー舗装を施工していただきました。こういう方法も一つの方策かとは思いますが、ぜひとも京都府とご協議をいただいて、子どもたちの安全のために、また、歩行者の安全のためによりしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 通告に従いまして、原田周一が質問いたします。

1件目は、環境問題、中でも異臭に対する問題についてお尋ねいたします。過去、この件に対し、22年3月及び12月の定例会で問題を取り上げ、その後、工業団地管理組合などの協力及び行政の指導により、脱臭設備の改善などの結果、二十数年来の有機溶剤による異臭については、現在のところ解決していただきました。

しかし、まだ、湯屋谷方面から緑苑坂にかけて、風向きの強い日には相当な異臭が発生しています。この異臭は相当以前から発生していたようですが、先ほど述べたように、有機溶剤によるにおいの方が強く、湯屋谷方面から緑苑坂では余り感じない状況で推移してきました。しかし、有機溶剤によるにおいが解決された昨今では、このにおいが異臭として問題になっており、冬場の各家庭では窓など閉め切っているため家の中では気にならないんですが、例えば緑苑坂の天神山公園、自治会館付近は時間帯にもよりますが、相当強い悪臭が感じられます。

臭覚には個人差があり、特定の人には悪臭として感じられるが、ほかの人には感じないといったこともあり、その特定は非常に困難なことも承知しております。臭気が発生すると、夏場に窓など開放できない状況で、また、臭気で頭痛を起こしたり、気分が悪くなったりするなど、体に変調を来すという声も耳にしております。

当局にも声が届いていると思いますが、問題解決に向け、対応はどのようにされてい

るのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） ただいまの異臭についてご答弁申し上げます。

湯屋谷方面から緑苑坂にかけての異臭につきましては、湯屋谷及び緑苑坂地域において、年に数回苦情をお聞きしている状況であります。平成22年度にはにおいの指数、いわゆる強さを測定する調査を当該地域において実施しております。

本町は、京都府環境を守り育てる条例において臭気指数の規制は行われていないため、参考に悪臭防止法における規制基準と比較を行いました。その際には、臭気指数については規制基準値内であり、異臭の根源については、地域も広範囲で周辺に工場も多く、発生源を特定するに至っていないのが現状でございます。

現在においても、年に数回異臭の苦情があり、定期的にパトロールを実施しておりますが、どこから出ているにおいなのか特定するに至っていない状況でございます。

そのため、今年度において、物質の種類を特定し、範囲を絞り込むために、再度臭気調査を委託実施して、物質のサンプリングを行ったところで、現在、分析中でございます。

今後も定期的にパトロールを実施するとともに、次年度においても臭気調査を行う予定であり、継続して監視・強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 悪臭は風などに運ばれて広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定は非常に難しいとは思いますが、悪臭の被害感の程度は、年齢・性別・健康状態などによって異なるなど個人差があり、特に悪臭公害は、感覚公害とも呼ばれていることも承知しております。

先ほど述べた有機溶剤のような特徴あるにおいに対してはその発生源はある程度絞り込めるとは思いますが、今回問題になっている臭気に対して、工場も多いため発生源の特定に至っていない現状との答弁ですが、先ほども申し上げました健康被害の声もあることから、現在実施していただいている臭気調査の継続及び事業者の特定の実施、今後臭気が発生しないような対応をぜひお願いしておきたいと思っております。また、環境問題はコストとの戦いという言葉もあるように、事業者にとって投資は大変な思いであります。また、この施政方針でも述べられたとおり、湯屋谷地域で大福集団茶園の再造成や観光振興計画の策定などと、町の豊かな自然や健全

な環境が今後かかわってくると思いますので、一日も早い解決をお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

次に、防災対策で、防災計画の見直しについて質問いたします。

昨年9月定例会にて、8月30日に気象庁は特別警報の運用を始めたとの報道を受け、住民への避難に関する質問を行い、市町村は住民への周知を義務づけられたとの答弁をいただきました。

本町でもこの質問の1週間程度の期間で史上初となる大雨特別警報が発令されました。幸いにも人的被害はなかったものの、国道307号線の崩落事故による通行止め、また、河川、茶園をはじめとした田畑などの全町的に甚大な被害が発生しました。

また、本町銘城台・緑苑坂地区を除く地域において避難勧告が発令され、住民の方々はそれぞれ未明にかかわらず地区公民館などへ避難をされました。昨年、9月定例会の質問で、現在の住民への伝達手段について検証する中で、新たな伝達手段を手法について検討し、伝達手段の多重化を図っていききたいとの答弁がございました。

台風18号発生以後、約6カ月経過していますが、この半年間防災計画の検証・見直しなどされたのか。従来の計画と具体的にどのように変わったのか。

以上、お聞きして1回目の質問といたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは防災対策についてご答弁申し上げます。

ご質問にございましたように昨年9月の台風18号発生時には、京都府に初めて大雨特別警報が発表され、本町においても避難勧告を発令し81世帯、213名の方々が一時避難所である公民館等へ避難していただきました。災害対策本部第3号配備により全町職員を参集し、宇治田原消防分署や消防団・地区自主防災会と連携し活動する中で、被害については甚大だったものの人的被害は防ぐことができました。災害はいつどこで発生するかわかりませんが、自助・共助・公助が平時から協力・連携し災害に備えておくことが重要であると改めて認識いたしました。

町では住民の皆さんへの情報伝達方法として今年度、役場庁舎及び総合文化センターのインターネット回線の二重化と衛星携帯電話の配備により、通信網のバックアップと総合文化センターの非常用電源の確保を図るとともに、携帯主要3社であるNTTドコモ・au・ソフトバンクの緊急速報メールへの配信について、Jアラート、これは全国瞬時警報システムの自動起動装置により、Jアラートで伝達される国民保護情報や町からの避難情報等を自動で一斉配信することができるよう整備しています。

地域防災計画におきましては、平成24年度に見直しを実施し、改定したところではございますが、それ以後、特別警報の基準が制定されたこと、本町の豪雨対策等も含み検証しているところではございますが、国・京都府からの法改正及び指示事項も視野に入れ、見直しについて検討してまいりたいと存じますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは防災の2回目の質問を行います。

避難勧告が発令により、81世帯213名の方が公民館などに避難されたとの答えですが、各地区の状況により避難人数に差があると思いますが、それぞれの地区でこの避難者人数は特別警報の発令からすると、住民への避難指示が的確に伝わったかという評価をすべきかどうか疑問の残るところであります。

インターネット回線の二重化・衛星携帯電話の配備など進められていますが、高齢者など個別の連絡手段としては、携帯電話の多重化などのほかに、過去から提案させていただいています同報系防災無線設置による呼びかけなども必要ではないのでしょうか。

本町には有線放送など各戸に非常時の行政の声が届く手段が設置されていません。今回人的被害がなかったことは非常に幸いなことで、今回の教訓から要援護者を含めた広報手段の伝達方法、避難所のあり方、避難経路などを含めた計画全体の見直しを強く要望し私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、11番、稲石義一君の一般質問を許します。稲石君。

○11番（稲石義一） 3月定例会の一般質問を通告に従いまして行います。

まず、第1問、施政方針についてお伺いいたします。

1点目の町長の独自カラー及び公約についてでございますが、平成26年度の当初予算は町長にとって実質的に初めての予算編成であったわけですが、町長の独自カラー及び公約実現に向けた施策について、どのように盛り込まれたのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは稲石議員のご質問にお答えを申し上げます。

私が、住民の皆様にお約束をさせていただきました「未来に希望と責任」、「暮らしに安心安全」、「行政に信頼と真心」という3つの柱から成る施策について、その実現

のため、平成26年度におきましては、「安心・安全対策」、「まちづくり・成長基盤整備対策」、「産業・観光振興対策」、「福祉・健康長寿対策」、「教育対策」の5つの項目を重点的取り組みと位置づけ、予算編成を行ったところでございます。

26年度の重点的取り組みにつきましては、施政方針で述べさせていただいたところでございますが、私の公約につきまして3つの柱に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

1つ目の「未来に希望と責任」です。

活力と潤いに満ちた夢のあるまちづくりを目指して、観光振興計画の策定に取り組めます。また、公共建築物等における宇治田原町内産木材の利用促進に関する基本方針を策定し、町内産木材を積極的に活用した施策に取り組むとともに、基幹産業である茶業を次代につなぐ施策の展開を図ってまいります。

企業誘致の促進と雇用の創出につきましては、引き続き取り組みを推進してまいります。

成長基盤を築く道路交通網の整備促進を目指して、まずは、本年度、国道307号以北において宇治田原山手線の整備を行ってまいります。全線開通につきましては引き続き京都府等へ強くその実現を訴えるとともに、道路交通ネットワークのあり方について京都府とも協議、検討の場を持ってまいります。

また、住民生活に密着した生活道路の整備改良についても積極的に推進してまいります。

未来を担う子どもたちの健全育成を目指して、小中一貫教育を推進してまいりますほか、中学生の英語力の向上を図るため英語検定試験の受験料を全額補助し、確かな学力を身につける教育環境の充実を図ってまいります。

また、引き続き町立保育所における道德教育の取り組みを行います。

誰もが幸せを実感できるまちづくりを目指して、地域密着型介護サービスの給付対応をしていくなど、高齢化社会に向けた高齢者福祉サービスの充実を図ります。

健康増進の取り組みといたしましては、これまでの各種がん検診に、前立腺がんを新たに対象に加え制度の充実を図ってまいります。

また、社会福祉法人宇治田原むく福祉会が新たに建設する障がい者福祉新施設に対して支援を行うなど、障がい者とその家族の立場に立った行政サービスの充実を図ってまいります。

保育料について、これまでから実施している第3子無料化の対象範囲を拡大し、子育て

て支援体制の充実を図ってまいります。

旧奥山田小学校の跡地活用につきましては、調理室や老人憩いルーム、多目的会議室等を備えた「宇治田原町奥山田ふれあい交流館」として住民の皆様が主体的に行うまちづくり活動及び交流の拠点として活用してまいります。

2つ目の「暮らしに安心安全」です。

災害に強いまちづくりを目指して、災害時の拠点施設ともなります役場新庁舎の建設を進めてまいります。また、自主防災組織に対する支援を大幅に拡充するとともに、キッズ防火隊の発足に取り組みます。

また、町管理の普通河川を対象に浸水被害の低減化を目指し、河川改修事業や豪雨災害時の林地内の危険な伐倒木の撤去作業を行い、人家への被害の未然防止を図るなど、治山治水対策に取り組んでまいります。

交通事故と犯罪のないまちづくりを目指して、旧田原交番跡地に安心安全防犯ステーション（仮称）を整備するとともに、本年2月に関所した宇治田原町交番を地域防犯の核として、関係機関等との連携を強化してまいります。

3つ目の「行政に信頼と真心」です。

住民から信頼される役場を目指して、引き続き現地現場主義の徹底を図るとともに、山積する課題に対応するため、複数の理事を配置し組織体制の強化を図ってまいります。

また、住民と真心で対応する職員を目指して、人材育成基本方針に基づき地方自治の新しい時代に適切に対応できる人材、すなわち自治体経営を推進できる人材を育成してまいります。

以上が、私の公約の実現に向けた26年度の主な施策でございますが、議会の皆様ともご相談申し上げる中で、施策の推進・実現を図ってまいりたいと考えておりますので、これまで以上にご支援ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） ただいまは、町長より公約の3つの柱に基づく重点取り組みについてご答弁がございました。1点目の「未来に希望と責任」では、4つの施策区分ごとに説明がなされましたが、「活力と潤いに満ちたまちづくり」については、少々活力と潤いに欠けているのではないかとの思いを持った次第でございます。観光振興計画の策定につきましては、26年度に取り組むということでございますので、期待を持ってその計画内容を見守りたく存じます。

また、成長基盤を築く道路交通網整備につきましては、今般の宇治田原山手線に係る住民会議の立ち上げを大きな後ろ盾として、町長が有される国及び京都府との太いパイプを十二分に生かされ、宇治田原山手線の早期着工及び開通を実現していただけるよう強く求めておきます。なお、これに係る各論につきましては、予算特別委員会で再度やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、生活周辺道路整備事業につきましては、主要町道整備と舗装修繕を含む総事業費ベースでは積極的な予算確保となっておりますので評価するものでございます。

「未来を担う子どもたちの健全育成」及び「誰もが幸せを実感できるまち」、これにつきましてでございますが、福祉施策や教育施策につきましても、以前に国や府としっかり連携しながら事務事業の充実、強化が図られるよう強く求めてまいりましたが、結果として、十分な成果には至っておらない状況でございます。特に、健康長寿や、教育分野には目を見張る事業が盛られておりません。

次に、2点目の「暮らしに安心安全」についてこれまでの議会での議論を踏まえ、災害時の拠点施設ともなる役場庁舎につきまして、基本構想及び基本計画の策定に着手されることとでございます。今後、住民の皆さんの声にしっかりと向き合う中で新庁舎の方向づけをしていただきたく強く求めておきます。

河川改修事業及び林地内危険木撤去事業並びに防犯ステーション設置事業につきましては、早期の対応方について評価いたしたいと存じます。

最後に、3点目の「行政に信頼と真心」についてでございますが、私は、この1年間本町の組織体制や人材育成に関し特に意を用いてまいりました。残念ながら、組織の縦横の連携が図られておらず、また、新たな施策へのチャレンジ精神が欠けているのも懸念材料でございます。加えて職員間で重要政策の共有化が図られていない状況にもございます。このため、今後におけます組織・機構の抜本的な改革及び本年度に策定されました人材育成基本方針に期待をするほかございません。

さきの垣内議員の質疑のやりとりの中でも具体的な取り組みになりますと、先進事例を参考にしたいとか、検証・検討したいという答弁が多くございました。いずれにいたしましても、今般の施政方針の中、また、予算編成におきまして、全体的に町長の公約実現のための施策展開としては、インパクトが弱く、独自カラーと言えるものが数えるほどしかございません。

しかしながら、一方で、議会から一般質問や予算・決算特別委員会等において要望してまいりました事項については、その多くが具体的な事務事業として具現化されており

ます。その点に関しましては大きな前進であると評価いたしたいと存じます。

次に、さきの12月定例会一般質問でお尋ねをいたしました予算規模、組織・機構、定数の「宇治田原版三位一体改革」について、新年度における改革のお取り組みはどのようなものになったのかお伺いいたしたいと存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、宇治田原版三位一体改革についてご答弁を申し上げます。

平成26年度の予算編成の基本姿勢といたしましては、国の交付金や起債をはじめ、財政調整基金を積極的に活用し、1安心・安全、2まちづくり・成長基盤整備、3産業・観光振興、4福祉・健康長寿、5教育の重点対策を牽引・推進する事業に対して予算を配分、編成を行ったところでございます。

今回の予算を、「新しい未来を拓く宇治田原予算」と名づけましたが、まさに、宇治田原山手線の整備促進や新庁舎建設、第5次まちづくり総合計画策定など、宇治田原町の将来に向けて、新たなスタートを切る節目となる26年度予算には、投資的経費をはじめとした将来に向けての種まきと同時に、喫緊の身近な課題に対してもバランスよく財政投資するようにしたところでございます。

現下の景気は、国の経済対策の打ち出しにより、株価上昇や円安が進展し、企業業績が改善傾向にあると言われております。平成26年度の地方財政計画では、アベノミクスによる税収増を反映して地方交付税等を減額しつつ、社会保障の充実分を増額、地方の一般財源総額を確保するとはされているものの、地方においては、現実的にその実感を得るところまでには至っていない状況でございます。

このような情勢の中、住民の生活の安心・安全に係る整備は猶予があるものでなく、厳しい環境の中にあっても、次世代の宇治田原のまちづくりに必要な基盤整備の準備は着々と進めていかなければなりません。

こういった観点を踏まえ、今回の予算規模は、41億4,800万円、前年度比2億7,900万円プラスの7.2%増とし、単年度の予算総額としては、平成17年度以来9年ぶりに40億円を超える積極型の予算を編成したところです。

そのうち、投資的経費の総額は4億5,422万円で構成比は11%となり、財政調整基金の残高は12億1,377万円となっています。

本町の財政状況の見通しにつきましては、町税収入がほぼ横ばいであり、地方消費税交付金は微増ではあるものの、社会保障関係経費である扶助費や特別会計繰出金といった義務的な経費が増加するなど、収支差は悪化傾向となる厳しい状況下にあります。



このような状況の中でも、暮らしの安心・安全を守り、住民一人一人が未来に夢と希望を持ち、幸せを実感できるまちづくりの実現を図ってまいりたいと考えております。

組織機構につきましては、地方分権の進展に伴い、自主・自立した行財政運営が求められているところですが、本町ではこれまでから、ヒアリングの実施をはじめ、組織の検証と点検を進めてきており、限られた人員、限られた財源の中で、住民のニーズにかなった組織の実現に努めてきたところです。

今般、平成26年度の組織を検討するに当たり、基本方針として、町組織における目的の明確化と重点化を図ることとし、住民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応していくための、組織改編を実施したいと考えております。

具体的な対応案といたしましては、子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、子ども関連施策を統合して推進する組織を設置し、あわせて窓口事務の効率化と住民の利便性向上を図ります。

社会基盤整備に関する課題に対応するために、役場新庁舎建設の推進に係る組織や、新名神高速道路建設の促進及び宇治田原山手線整備の推進を図る組織を整備します。

町の重点施策を積極的に展開するために、危機管理体制の拡充や、地域観光資源の活用推進のための組織強化等を図ってまいりたいと考えております。

また、職員数については、定員適正化計画をもとに計画的な管理を行ってきたところでございますが、複雑多様化する住民ニーズを的確に把握し、適切な課題解決を図っていくために、組織に横ぐしを通し、幅広く解決策を調整するため、分野ごとに統括する理事職を新たに設置し、必要な各分野ごとに配置することとしたいと考えております。

さらに、組織改編に伴い、重点的な人的資源の投入を行うこととし、暫定的な増員を図るとともに、組織機構の再構築を念頭に置いた定員適正化計画の見直しを実施する中、課内室創設に必要な人員等を確保してまいりたいと考えております。

具体的には、一般事務職（発達相談員）の配置については、発達臨床における専門職を配置することで、発達診断、発達相談及び療育に関する業務並びに関連する行政事務の円滑化を図ります。

技術職（土木）の増員として、増大が見込まれる水道事業（第4次拡張）及び道路事業（新名神建設に伴う幹線道路整備）の推進に関する業務の円滑化を図ります。

職制につきましては、課内室の創設に伴い、管理職として参事の配置を行いたいと考えております。

あわせて、中長期的な人材育成の観点も踏まえ、課長補佐を適切に配置し、また、係

再編等の実施に伴い、適切な係長の配置も検討してまいりたいと考えております。

今後とも、組織等の検証につきましては継続的に実施し、住民ニーズを踏まえた適切な行政組織の運営が図れるよう取り組んでまいりたいと存じますのでご理解賜りますようお願いを申し上げます。

失礼いたしました。予算規模の関係で一部抜けておりましたので申し上げます。

平成26年度の普通会計予算額と同額の決算を行った場合、あくまで現時点での推測値ではありますが、歳出決算倍率は1.5倍となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 「宇治田原版三位一体改革」について、まず、予算規模についてでございますが、前年度比較7.2%増の41億4,800万円と9年ぶりに40億円を超える積極型の予算編成であったとのご答弁でございました。これにより、平成26年度の決算倍率の見込みもただいま追加でご説明がありましたが、推計値では1.5倍となり府内町村の平均並みの水準が確保できる見込みであること、また、投資的経費の比率も災害復旧費事業費を含め11%となり、私がこれまで指摘してきた範囲にほぼ収まるものであり、おおむね了といたすものでございます。

ただし、災害復旧事業費は緊急かつ臨時的な性格を有する経費でありますため、平準化予算の観点からはこの分は除いた方が適切であると思っております。また、財政調整基金の平成26年度末現在高は12億1,000万円と見込まれておりますが、依然として多過ぎると判断せざるを得ません。

以上、問題点を指摘しておきたいと存じます。

次に、組織・機構につきましては、1つには子ども・子育て関係、2つには新庁舎建設事業、3つには山手線建設等の大型事業対応、4つには危機管理関係、5つには地域観光関係などに対応できるよう見直しを行い、組織の充実・強化を図ったとのご答弁でございました。このように理解をしておきたいと思えます。

最後に、定数についてでございますが、私が決算特別委員会や一般質問で指摘してきたのは、本町の一般行政職の職員数が類似団体と比較して25人少ないということにあります。裏返せば、25人少ない範囲でのサービス量しか住民の皆さんに提供できていないこととなります。このことを理事者をはじめ人事当局は認識すべきだと訴えているのでございます。

ご答弁では、新たに分野ごとに理事職を配置するとのことでもあります。また、課内室

の創設に当たり必要な人員を確保するとともに、一般事務職員・発達相談員・土木技師等も増員するとのことをございます。

そこで質問ですが、議会でも議論いたしましたように部長制度の復活への見通しのお考え、あわせて、今般ご提案の理事制度の役割並びに部長制度との違いについてお伺いいたします。

また、新年度における職員定数の増減について、職種ごとでお答えをいただきたいと存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） ご答弁申し上げます。

部長制度につきましては、議会でもご答弁申し上げてまいりましたが、組織のあり方を検証する中で、部長職は重要と認識をいたしておりますが、平成26年度では各分野に課長兼務の理事を配置し、幅広く解決策を調整する職として対応してまいりたいと存じます。住民ニーズに的確に対応するため新庁舎建設も視野に入れ、引き続き組織の検討につきましては毎年検証を行ってまいりたいと存じます。

また、理事制度の役割並びに部長制度との違いにつきましては、理事はあくまで関連課との連携・調整をする職と考えており、部長制度はライン職として部の代表と認識しております。

また、新年度においての職員定数については、現在のところ3名増の128名の予定をいたしているところです。職種別に申し上げますと、一般職91名、4名増、技師9名、1名増、保健師3名、1名減、募集予定でございます。技能労務職12名、1名減となっております。

以上でございます。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 議会で議論し、制度復活の要請もしてまいりました部長制度については重要と認識されているものの、平成26年度は見送られ、その代替案として各分野に課長兼務の理事職を配置し、その役割は担当する関連課の連携・調整を行うものとされたところでございます。

また、部長職と理事職の違いについても説明があったところでございますが、本当に課長兼務の理事職に政策にかかわる解決方策や関連課との調整に十分な働きが期待できるのでしょうか。課長職の責務を全うするのにもしんどい状況であるのにも関わらず、複数の課の調整をしろとはしよせん無理な話だと思うのですが、町長のご所見をお

伺いいたします。

一方、職員定数につきましては、新年度の4月1日には、町長、教育長を除いての話ですが、3名増の128名体制となること及び職種別の増減のご答弁がございました。これについては、予算及び施策体系ごとの事務・事業に深くかかわりますので、予算特別委員会の中でさらに詳しく所管ごとにただしてまいりたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 理事職の配置についてでございます。この件につきましては、現在の体制のままで課長に理事として関連課との連携・調整の責務を与えると非常に重荷になると推察されます。

しかし、今回の理事設置は、分野ごとに、総務部門、福祉部門、建設部門の3名を考えており、その部署には課内室の設置も考えておりますことから全般的に負担が増大するところまではいかないと考えておるところでございます。つきましては、住民の皆様に応えられるように、そして事務が停滞しないようにしっかり検証しながらさらに住民に的確に対応してまいりたいと存じます。

これまで組織について全て完了形ではなく常に検討を加え、引き続き新庁舎建設も視野に入れ、毎年検証を行ってまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 課長職兼務の理事職の役割について、重荷になることは推察できるが、3人体制で臨むこと並びに課内室を設置することにより課長職としての事務量は多少軽減できることから、全般的な負担が著しく増大するところまではいかないとの趣旨のご答弁がございました。

そのことを検証する意味におきましても、新年度からの理事制度についてしっかりと見守ってまいることを申し述べ、施政方針の質問を終わります。

次に、2問目の消防団の充実強化について伺いいたします。

まず、1点目は地域防災力の担い手としての消防団の位置づけについてでございます。東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しております今日の状況下にあります。住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を

図ることによって、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法によりまず消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年12月13日に公布され、施行されたところでございます。

そこで、まず、この法律において、消防団の位置づけについてどのように規定されたのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、消防団の位置づけについてご答弁を申し上げます。

ご質問にもございましたように、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年の局地的な豪雨や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しております。今後予測される南海トラフ巨大地震等を踏まえ、地域防災体制の確立が喫緊の課題とされている状況に鑑み、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されました。地域防災力の充実強化に関する計画として消防団の強化等や地域における防災体制の強化に関しては地域防災計画に定め、実施に努めること、消防団の強化として将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定されており、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講じることとされております。

また、消防団の強化や消防団への加入の促進、公務員の消防団員との兼職に関する特例、事業者の協力、大学等の協力、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善及び標準化、市町村による防災体制の強化、自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割、自主防災組織等に対する援助、防災に関する学習の振興等が強化されております。

こうした中で本町におきましても昨年9月の台風18号による豪雨、一昨年の京都南部豪雨等の災害が発生した折にも消防団員が出動し、地域の自主防災会と連携を図る中で、被害を最小限におさめていただいたところでございます。

今後においては、設立した法律の基本理念を踏まえ、災害が発生した場合に、地域で即時に対応することができる消防団の充実、強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自主防災組織の活動を活性化させること等により、地域防災力の充実、強化に取り組んでまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） ご答弁にございましたように、今般の法律におきまして、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である、このことが明文化されたところでございます。

このことは、大規模災害時などにおいて、消火や救助活動、住民の避難誘導等を考慮すると、要員の動員力、即時対応力、地域密着性、このことを有する消防団の役割は極めて大きく、日ごろから地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしている消防団の存在が改めて確認されたところでございます。

町当局におかれても、消防団の存在を再認識しつつ、活動の充実強化を図るため、法律に規定されました基本的施策について、万全を期していただくよう強く求めておきます。

次に、2点目の消防団への加入促進について、今般の法律では、どのような措置を講ずることとされたのかお伺いいたします。これまで、本町が取り組んで来られた団員確保の方策等も交えながらご答弁いただければと思います。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 消防団への加入促進について、ご答弁申し上げます。

全国的に消防団員の確保に当たっては、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入など、さまざまな取り組みがなされているところですが、残念ながら消防団員の減少に歯どめがかからない状況となっております。

そうしたことから国においては消防団員確保のため、先進事例などの情報提供、地方財政措置の充実の環境整備に取り組んでいくとされております。

また、防災訓練時における消防団との連携、みずからの地域はみずからで守るという意識の啓発を図るために必要な措置、各種イベントでの消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域の住民の理解が深まるよう努めるよう指示されてきております。

本町の消防団では、残念ながら平成22年度から定数、309名でございますが、割れをいたしております。全国的な流れと同様に本町における消防団員の就業形態も年々変化し続けてきているところでございます。

そうした中で消防団幹部会の中でも協議しておりますが、現在団員の確保については、団員確保のポスターを作成、あるいは町広報紙での呼びかけ、京阪宇治バスに団員募集の啓発広告をお願いするなど啓発活動に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き国の示されている方向を見きわめ、団員確保に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 全国的な傾向として消防団員の減少に歯どめがかからない状況であり、本町においても309名の定数に満たないのが実態であるとの答弁でございました。今後の団員確保方策としては、これまでの啓発活動の取り組みに加え、全国の先進自治体での取り組み事例などを参考にしながら入団しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいただくよう強く求めておきます。

次に、3点目の消防団の装備の充実等について。当該法律の公布、施行を受け、消防団の装備の基準及び消防団服制基準が本年2月7日に26年ぶりに改正されたところでございます。これは、消防団員の安全対策や救助活動等の新たな役割への対応の観点から見直しがされたとされておりますが、その内容について伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 消防団の装備の充実についてであります。消防団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器等の充実の観点から検討されており、安全対策、救助、情報通信等の装備についてなお一層の充実強化を図るよう指示されております。具体的には、双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実として、全ての消防団員にトランシーバー等の配備、消防団員の安全確保のための装備の充実として全ての消防団員に安全靴、ライフジャケット、防じんマスク等の配備、救助活動用資機材の充実として分団ごとにAED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等の装備を充実するよう指示されております。また、災害時における相互応援協定の締結の推進をするとともに広域応援時に必要となる救助資機材の充実を図るよう指示されております。

本町では、火災以外の災害にも消防団が対応できるように多機能資機材を平成22年度から進めてまいっており、トランシーバー12台、AED・チェーンソー・担架・救急箱については、平成25年度で消防団各支部への整備をいたしました。

今回の法律の施行により、今後さまざまな消防団員向けの研修や資機材整備補助の事業が府から示されてくると予想されますが、平成26年度予算は救命胴衣を150着計上させていただいているところでございます。

今後、研修による団員の知識向上を加味して、それに沿った資機材の不足分について

も整備を検討してまいりたいと考えております。

服装についても、消防団綴喜支部において協議検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） ただいまのご答弁にございましたように、今般の装備基準及び服制基準の改正の趣旨は、1つには安全対策のための装備充実、2つには双方向の情報伝達が可能な装備の充実、3つには救助活動用資機材の充実の3点でございます。

それぞれの装備基準については、全ての消防団員を対象とするものや分団単位とするものなど装備区分によって異なりますが、配備に係る財源については地方交付税措置を大幅に増額される予定であり、加えて都道府県からの財政上の支援も検討されることとなっております。これらの財源を効果的に活用することが肝要であると考えます。

いずれにいたしましても、単年度で全ての装備を充足することにはならないため、財政上の措置状況も見きわめながら年次計画の対応とならざるを得ないと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ご質問にございましたように、今回国から示されております消防団の装備の基準につきましては、非常に重要と認識いたしております。しかしながら、国から示されております装備の全てを単年度で整備するとなりますと、議員ご指摘のように、費用も大変高額となり、町の持ち出し財源も必要となります。このため、国・府の情報にアンテナを張りながら、地方交付税の増額や府補助金の状況を見定め、必要な装備等を総合的に検証する中で年次整備計画を策定することといたします。

なお、年度途中で整備しなければならないものについては、速やかに補正対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 消防団の装備・服制につきましては、年次整備計画を策定して、充実・強化に努めるとのご答弁がございました。また、平成26年度の整備分につきましては補正対応できるよう速やかに検討していくとの前向きな姿勢も示していただきましたので、その動向を見守ってまいりたく存じます。

次に、4点目の消防団員の処遇の改善について、今回の法律では、消防団員の処遇改



善のため、活動の実態に見合った適切な報酬・出動手当の支給について規定がなされたところであります。これについて、町当局はどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） それでは、消防団員の処遇の改善についてでございますが、消防団員には地方自治法上、報酬を払わなければならないと規定されており、その報酬及び出動手当については、各市町村の条例で規定することとされております。今回、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について規定され、平成24年度の交付税単価は、団員報酬が3万6,500円、出動手当が7,000円となっております。本町の消防団員報酬が2万1,000円で、出動手当については1回800円とし、勤務の状況により必要な場合は、3,000円以内において適当な額を加算して支給させていただいているところでございます。

そうした中で報酬を払わない消防団は公表すると報じられております。また、低い市町村は積極的に引き上げるよう指示されております。

引き続き現状をしっかりと見きわめる中で近隣市町の動向も視野に入れ、処遇の見直しについても消防団と相談しながら消防団綴喜支部において協議検討してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 消防団員の処遇の改善について、本町の消防団員の報酬と出動手当の支給状況についてご答弁がございました。交付税単価と比較いたしますと6割程度の水準であり、かなり低く抑えられているように受けとめました。交付税算定上におきましては単価に団員数を乗じた総額比較もしなくてはならないため、本町のように団員数が交付税算定よりも極めて多い自治体では単に単価比較だけをもって処遇改善の要因とならない場合もございます。このため、近隣他都市の状況も参考に、消防団綴喜支部で十分な協議を行っていただきたく存じますが、その前提として、今般の法律の基本理念及び趣旨を的確に踏まえることを申し添えておきます。

これに関し、当局の決意のほどがあればお伺いしたいと存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） お答えいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資する

ことを目的とする今般の法律の基本理念をしっかりと認識しながら、本町といたしましても近隣市町村の動向も踏まえ、消防団の処遇改善についても積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 報酬及び出動手当の支給に関しましては、さまざまな経過を経て今日の状況に至ったものと推察をいたしますが、ただいまの町長の決意をお伺いして私たち議員はもちろんのこと消防団員の皆様もきっと心強く思ったに違いありません。

今後の町当局の取り組みに対し大きな期待を寄せつつ、消防団の充実強化についての質問を終わります。

次に、3問目の第2期環境保全計画についてお伺いいたします。

まず、本年度の策定を目指されております第2期環境保全計画の策定に当たっての基本事項についてお伺いいたします。3点ございますが、まず1点目は、第2期計画の策定目的は何なのか、2点目は、計画の法体系すなわち法的根拠や本町のまちづくり総合計画との関係・位置づけについて、3点目は、望ましい環境像及び基本理念、環境分野の設定についての考え方について、以上の3点について、第1期計画との相違点等も含めお答えいただきたく存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） まず、第2期計画の策定についてでございますけれども、第1期計画と同様に「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち宇治田原」を望ましい環境像として、豊かな森林と茶畑をはじめとする美しい田園風景に囲まれた地域環境を保っていくために、私たちが子孫に現在の良好な地域環境を引き継いでいくためには、住民・事業者・行政など全ての主体が一体となり、それぞれの立場でとるべき共通の環境像や理念、目標、施策の方向性を示し、さらに、本計画では、地球温暖化防止対策、省エネルギー、新エネルギー施策を進めるため、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を含め、両計画を一体として効率的な運用を図り、環境に優しい持続可能な社会の実現に向けて行動していくことを目的として策定しております。

また、計画の法体系すなわち法的根拠や本町のまちづくり計画との関係・位置づけについてでございますが、第2期環境保全計画策定につきましては、環境基本法第7条の規定には、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定するとともに実施する責務を有すると定めており、その規定に基づいて当該計画を策定しています。

そして、当該計画は宇治田原町第4次まちづくり総合計画を環境面で実現するための行動計画としての性格を有するとともに位置づけられ、「自然と共生する循環型のまちづくり」を目指すべき施策目標として掲げ、「ともに創る重点プロジェクト」において、自然豊かなふるさとを守る（環のくらし）を望ましいまちの姿として行動目標を定めているところでございます。

そして、望ましい環境像及び基本理念、環境分野の設定についてでございますが、まず、望ましい環境像としては、第1期計画策定時と今回見直しにおいて、社会状況の変化による違いは多少あるものの、目指すべき方向性はおおむね同じであることから、第1期計画と同様の「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち宇治田原」と定めております。

次に、望ましい環境像を達成するための基本理念及び環境分野でございますが、基本理念については、1、人と自然との共生、2、生活環境の保全、3、循環型社会の確立、4、地球環境の保全、5、協働で進める環境社会の5つの柱を設け、環境分野では、第1期計画と同様に、1自然環境、2生活環境、3資源循環、4地球環境、5環境学習・教育・協働の5つの柱を設けております。

主な相違点としましては、第1期計画では、基本理念の中で「環境と経済の両立」として、全ての人々が持続可能な社会を構築していくことが重要であるとうたっておりますが、2期計画では、「協働で進める環境社会」として、住民・事業者・行政が協働して環境に優しい取り組みを進めることが望ましいと記述し、協働ということを強調しております。

また、全体的に内容や記載の仕方などをシンプルにまとめ、住民の皆様によりわかりやすいように努めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 第2期環境保全基本計画策定の基本的事項の確認でございますが、1点目の計画策定の目的については、本町の有する豊かな森林や茶畑をはじめとする美しい田園風景に囲まれた良好な環境を次世代に引き継いでいくためとのご答弁がございました。私も同じ認識でございまして、環境に優しい持続可能な地域社会の実現に向け行動することが今、最も重要であると考えております。

次に、2点目の計画の法体系等については、ご答弁の趣旨は理解いたすものでございますが、1点気がかりなことがございます。それは、当該計画と次期まちづくり総合計

画の整合性についてでございます。2つの計画の策定期間が2年ずれておりますため、社会経済情勢の変化や環境政策の転換等によって、第2期計画に盛り込まれた環境施策が次期まちづくり総合計画に的確に継承されていくのか、いささか疑問に思うものであります。これについて、当局のご所見をお伺いいたします。

3点目の望ましい環境像及び基本理念、環境分野の設定につきましては、ご答弁の内容でよくわかりました。また、第1期計画との相違点についても、第2期計画では、協働で進める環境社会を強調し、一人一人が環境を守るという自主的な行動ができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設などあらゆる場を通して環境への取り組みを進めることが重要とされたところでございます。加えて、計画内容や記載の方法もシンプルでわかりやすいものに努められており、その点については大いに評価いたしたいと存じます。

以上、2点目の部分についてご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答えいたします。

次期まちづくり総合計画については、ご指摘のとおり平成26年度、27年度の2年かけて計画を策定する予定でございます。

その中で、第2期環境保全計画に掲げる、望ましい環境像「茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち宇治田原」の実現に向けて、取り組みが進められるように、関係各課などと協議・調整し、計画的に反映していけるようにしたいと考えております。

そして、第2期環境保全計画においては、中間年であるおおむね5年後に見直しを行うこととしておりますが、万が一、次期まちづくり総合計画と整合性が図れない場合においては、見直しも行っていきたいと考えております。

また、環境審議会からいただきました答申につきましても、第2期環境保全計画の期間において、新たな環境課題が生じた場合は、その解決のため計画の見直しを含めた柔軟な対応を行い、環境保全計画の推進を図るようにとのご意見をいただいておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 次期まちづくり総合計画と当該計画との整合性については、関係各課と協議・調整を図る中で望ましい環境像が反映できるように努めるとのこと。また、中間年の5年目には計画の見直しも予定しており、加えてまちづくり総合計画との整合がとれない場合にも見直しを行うとのご答弁をいただきましたので、安堵いたしましたとこ

ろでございます。

さらに、環境保全審議会からの答申においても、新たな環境問題が生じた場合は計画見直しを含めた柔軟な対応をするようにとお墨つきをもらっておられますので、懸念は完全に払拭されたところでございます。

次に、2点目の新名神高速道路等大型事業に伴う環境への影響についてお伺いいたします。

新名神高速道路建設事業及び宇治田原山手線築造事業の大型事業が当該計画期間中に工事着手され、開通される見通しであります。そこで、これら事業が自然環境や生活環境に及ぼす影響や対策について、計画にどのようにうたわれたのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） それでは、新名神高速道路等大型事業に伴う環境への影響についてということでご答弁させていただきます。

第2期環境保全計画では、質問にあります新名神高速道路建設事業や宇治田原山手線築造事業だけではなく、その他開発行為や事業活動も含めた事業活動全般において、本町としてどのように取り組んでいくべきか、事業者としてどのような取り組みをしてもらうべきかについて、計画に盛り込ませていただいております。

これらの事業活動全般に伴い自然環境や生活環境に及ぼす影響を低減させ、本町の豊かな自然や環境を次世代に引き継いでいくためにも、生物多様性の保全、大気汚染、騒音などの迷惑行為分野において、行政や事業者が取り組む内容を定めさせていただいております。

新名神高速道路建設事業や宇治田原山手線築造事業は本町にとって大変重要な事業として位置づけており、第2期環境保全計画におきましても、これらの事業については、自然環境への配慮に努めるよう事業者に求めていくとともに、生活環境においても、大気汚染や騒音については測定、監視を行うとともに、事業者には生活環境への影響低減に向けた取り組みを行うよう指導を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 新名神高速道路等の大型事業における環境への影響及び対応について、ただいまの答弁内容では全く不十分でございます。私は、これらの大型事業が自然環境や生活環境に及ぼす影響及び対策について、当該計画にどのようにうたったのか、具体的な記述内容を聞いているのであります。

現在実施されております新名神高速道路の地元設計協議においても、景観対策や大気・騒音等の対策を望む声が多く聞かれます。

冒頭でもございましたように、本町が有します美しい田園風景に囲まれた良好な環境を次世代に引き継いでいくことが、当該計画策定の目的でございます。やはりここは、自然環境及び生活環境への影響とその対応策について、一般論としてではなく、事業名を明記する中で、しっかりと計画にうたうべきと考えるものですが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 新名神高速道路大型事業等に伴う環境への影響については、第2章の環境の現状と課題、2生活環境において、新名神高速道路をはじめ新たな道路の建設も計画されており、自動車等からの大気汚染が環境に影響を及ぼさないよう監視を行う旨記載しておりますが、議員御指摘のとおり、新名神高速道路事業に係る地元説明会などにおいて、住民の皆様方から、騒音や大気質汚染などに対する懸念の声をはじめ、景観対策等自然環境面へのご意見を多く頂戴しているところでございます。

このため、最終案を調整する中で、再度検討を重ね次世代に本町の豊かな自然を引き継いでいくためにも、自然環境への配慮、生活環境への影響を低減させるべく、計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 私が言いたいのは、地元説明会での住民の皆さんの声に真摯に向き合うことが行政や議会に求められているということ、そして、環境政策の羅針盤となるべき環境基本計画にその声を反映せずして、何が住民目線で住民の気持ちに立った町政運営であるのか、そういうことを私は言いたいのであります。

ただいまは、町長より最終案を調整していく中で、再度検討を重ね、新名神高速道路をはじめとする新たな道路建設については自然環境への配慮、生活環境への影響を低減させるべく計画に盛り込んでいきたいとのご答弁をいただきました。私は、このことが必ずや本町の美しい田園風景に囲まれた自然環境を次世代に継承していくことにつながるものと確信をいたしておりますので、善処方よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の地球温暖化対策実行計画の推進について、第2期計画の地球環境分野については、これまでの地球温暖化防止実行計画、事務・事業編に加えて、新たに「区域施策編」を第5章に組み込まれました。その理由と具体的な取り組み内容についてお

伺いたします。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） それでは、地球温暖化防止対策実行計画の推進ということでご質問に答えさせていただきます。

現在、町役場内においては、環境保全計画に加え、地球温暖化防止対策の推進を図るため、平成19年度から地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）を策定し、現在第2期計画に移行しているところでございます。

このような中、第1期計画策定後、地球温暖化対策や循環型社会の実現、環境教育の推進などに向けた法整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化していることから、住民、事業者の皆様にも温暖化問題が身近な環境課題として意識していただき、地域、個人レベルでも温室効果ガスの削減行動に取り組んでいただけるよう地球温暖化対策の推進に関する法律第4条に基づきまして、第2期環境保全計画の内容ともリンクする宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を環境保全計画に組み込む形で策定することといたしました。

具体的な取り組み内容については、本町全域における産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象として、省エネ、省資源化行動に加え、二酸化炭素の吸収を目的とした緑化の推進、燃焼により発生する二酸化炭素の排出削減を目的としたごみの適正分別やリサイクルの推進、資源の有効活用を目的としたマイバッグ、マイボトルなどの利用の促進などを行うことで、区域内における温室効果ガス排出量を今後10年間で平成22年度比5%削減する計画としています。

ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） ただいまのご答弁に関する私の率直な感想は、地球温暖化防止実行計画の事務・事業編と区域施策編の2つの計画を別々に管理するのは大変だなということでございます。加えて、区域施策編では、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門にわたる民間事業所等の温室効果ガスの排出について管理していかなければなりません。これに係る削減目標は平成35年度には平成22年度比較でマイナス5%とされております。区域施策編は法的には努力義務であるとされておりますが、10年間という長丁場でありますため、しっかりと気を引き締めて、適正・的確な進行管理に努められることを求めています。

最後に、4点目の計画の推進体制についてでございますが、当該計画には、第4章に

における基本目標や第6章における数値目標の設定などが掲げられております。これら目標の実効性を高めるためには、第7章の推進体制の充実・強化が大変重要と考えますが、特に配慮すべき点があればお答え願いたく存じます。また、進行管理の観点からは、計画の進捗状況の公表が不可欠だと思われませんが、どのようにお考えかお伺いたします。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） それでは、計画の推進体制についてご説明申し上げます。

計画の推進に当たっては、住民・事業者・行政のそれぞれの主体が連携し、取り組みを進めていくことが重要です。このため、住民・事業者・エコパートナーシップうじたわらなどに参加・協力願うとともに、行政は計画に関する情報提供・啓発・推進を行っていきます。また、近隣自治体、関係機関と連携し協力願ひ、環境審議会において提言などをいただき、本計画を効率的に推進していきます。

特に配慮すべき点については、住民・事業者・行政のそれぞれが信頼関係を築き、ともに力を入れ、協働して取り組めるよう努めていきたいと考えております。

また、進捗管理につきましては、その実効性を確保するために定期的に、年1回、第6章の数値目標の進捗状況を把握し、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）と同様に町ホームページなどにおいて情報を公開していきたく考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○11番（稲石義一） 計画の推進体制につきましては、ご答弁にございましたように、住民・事業者・行政がお互いに連携を深め、信頼関係を築く中で取り組みを進めることが肝要でございます。特に、行政は計画に関する情報提供を積極的に行い、全ての住民及び事業者が協働して計画推進に取り組めるよう環境づくりに努めなければなりません。また、進行管理については、第6章の数値目標の進捗状況を把握し、毎年1回は町ホームページなどで公表することも重要なことでもあります。

いずれにいたしましても、環境施策に携わる全ての住民及び事業者が望ましい環境像、また、環境理念を共有する中で、協働して取り組むことが大変重要であると考えておりますので、町当局におかれましてもしっかりとその牽引役を務められるよう強く求めて、第2期環境保全計画に係る質問を終わります。

以上で私の一般質問は全て終了となりました。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。



ここで暫時休憩を行います。4時ちょうどより会議を再開いたしますのでお願いいたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時00分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎議案第20号～議案第25号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 日程第2から日程第7、議案第20号から議案第25号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第20号から議案第25号までの6議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第20号、平成25年度宇治田原町一般会計補正予算（第7号）につきましては、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は4,447万円を減額し、補正後の予算総額を40億7,424万8,000円とするものです。

まず、第1表 歳入歳出予算補正の歳入につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

町税では、町民税743万円、固定資産税551万8,000円、軽自動車税17万2,000円、町たばこ税225万円をそれぞれ追加しています。

地方消費税交付金では320万円、ゴルフ場利用税交付金を530万円減額しています。

地方交付税では普通交付税5,671万3,000円を追加しています。分担金及び負担金では、現年度保育料183万円の追加など、合計で244万4,000円を追加しています。

国庫支出金では公共土木施設災害復旧費負担金1,721万5,000円、地域の元氣臨時交付金4,943万円などを追加するとともに、防災安全交付金469万7,000円などを減額し、合計で5,891万8,000円を追加しています。

府支出金では、農地農業用施設災害復旧費補助金5,574万9,000円、林業施設災害復旧費補助金362万2,000円などを追加するとともに、被災者住宅等再建支援事業補助金366万6,000円、優良茶園振興事業補助金134万2,000円、茶園環境改善事業補助金127万7,000円を減額するなど、合計で5,593万

4,000円を追加しています。

繰入金では、財政調整基金繰入金2億1,213万4,000円などを減額し、合計で2億3,351万2,000円を減額しています。

町債では、災害復旧事業債490万円を追加するとともに、道路橋りょう改良舗装事業債470万円、臨時財政対策債1,061万9,000円を減額し、合計で1,041万9,000円を減額しています。

次に、歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

総務費では、公共施設整備基金積立6,100万5,000円などを追加するとともに、被災者住宅等再建支援事業費550万円、集会所等整備事業費補助金157万1,000円、京都地方税機構負担金200万円などを減額し、合計で4,708万3,000円を追加しています。

民生費では、障がい者自立支援給付支払等システム改修事業費78万3,000円などを追加するとともに、障がい者自立支援給付等事業費330万1,000円、障がい者地域生活支援事業費473万円、国民健康保険特別会計繰出金250万9,000円、介護保険特別会計繰出金142万8,000円などを減額し、合計で1,253万円を減額しています。

衛生費では、奥山田地区簡易水道事業特別会計繰出金414万9,000円、子どもを守るワクチン接種事業費235万5,000円、各種予防接種等対策事業費243万9,000円などを減額し、合計で1,051万6,000円を減額しています。

労働費では、町内雇用促進事業費102万3,000円など合計で194万5,000円を減額しています。

農林水産業費では、優良茶園振興事業補助金201万3,000円、高級茶生産振興事業費127万7,000円、農業振興地域整備計画改定事業費143万8,000円など、合計で952万7,000円を減額しています。

商工費では、中小企業経営支援事業費94万7,000円など、合計で110万7,000円を減額しています。

土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金870万7,000円を追加するとともに、主要町道新設改良事業費801万円、集落内生活道路改良事業費166万4,000円、宇治田原山手線整備促進調査事業費2,863万円など、合計で3,415万9,000円を減額しています。

消防費では、救急自動車整備事業費596万6,000円、団員報酬等及び支部活動

補助金 330万8,000円など、合計で1,057万7,000円を減額しています。

教育費では、特別支援教育充実事業費 117万円など合計で300万9,000円を減額しています。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費 418万円、公立学校施設災害復旧費 322万5,000円などを減額し、合計で819万3,000円を減額しています。

次に、第2表 繰越明許費補正につきましては、主要町道新設改良事業、災害復旧事業などについて、本年度内の工事着手及び工事完了が困難であることから、所要額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、第3表 地方債補正につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債、臨時財政対策債などについて、起債対象額に変更が生じたため、既定の限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第21号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第5号）につきましては、補助金並びに拠出金等の確定及び執行済み事業に係る予算額の精査を行った結果、4,055万円を追加し、補正後の予算総額を11億8,931万8,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険税 1,189万9,000円、療養給付費等交付金 1,757万8,000円、府支出金 560万8,000円、共同事業交付金 1,511万8,000円、諸収入 147万7,000円を追加するとともに、国庫支出金 862万1,000円、繰入金 250万9,000円を減額し、歳出では保険給付費 4,747万8,000円を追加するとともに、総務費 41万4,000円、共同事業拠出金 397万6,000円、保険事業費 253万8,000円を減額しています。

続きまして、議案第22号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

まず、保険事業勘定では、補正額は795万4,000円を減額し、補正後の予算総額を6億8,781万1,000円とするものでございます。歳入では、保険料 1,096万8,000円、府支出金 96万6,000円などを追加し、国庫支出金 1,081万6,000円、支払基金交付金 468万1,000円、繰入金 440万1,000円などを減額し、歳出では、総務費 61万7,000円、基金積立金 3万9,000円を追加し、保険給付費 614万4,000円、地域支援事業費 155万9,000円、公債費 90万7,000円を減額しています。

次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い補正額は51万3,000円の追加となり、補正後の予算総額を380万円とするものでございます。

続きまして、議案第23号、平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業費の確定などに伴い補正を行うもので、補正額は414万9,000円を減額し、補正後の予算総額を5,772万6,000円とするものでございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、歳入では、繰入金414万9,000円を減額し、歳出では、維持管理費15万円、事業費371万5,000円、公債費28万4,000円をそれぞれ減額しています。

次に、第2表 繰越明許費補正につきましては、建設工事に伴う配水管移設事業について、本年度内の事業完了が困難であることから、所要額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案第24号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の汚水処理施設整備交付金の追加内示に伴う公共下水道面整備工事業費を追加するとともに、浄化槽整備推進事業について過年度で受け入れた交付金等返納金を計上したほか、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額は3,791万4,000円を追加し、補正後の予算総額を5億733万7,000円とするものでございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、歳入では、国庫支出金1,460万6,000円、繰入金869万9,000円、諸収入1,183万2,000円、町債530万円などを追加するとともに、使用料及び手数料251万9,000円、府支出金23万7,000円を減額し、歳出では、総務費49万5,000円、公共下水道事業費4,067万8,000円を追加するとともに、浄化槽整備推進事業費310万2,000円などを減額しています。

次に、第2表 繰越明許費につきましては、公共下水道管渠整備について国の補正予算に対応するものなどであり、本年度内の事業完了が困難であることから、所要額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表 地方債補正につきましては、公共下水道事業費について国の補正予算に基づく地方債を活用するため、既定の限度額を増額するとともに、浄化槽整備推進事業については、補助要件を満たさなくなり、非適債となったことから既定の限度額全額を減額するものなどでございます。

続きまして、議案第25号、平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益で224万円を減額し、補正後の予算総額を2億1,418万7,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業収益で給水収益103万円、営業外収益で受取利息61万円などを減額しています。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入では1,640万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億3,705万5,000円に、資本的支出では1,554万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,239万7,000円とするものでございます。

資本的収入では、分担金196万円などを追加し、負担金1,848万9,000円を減額しています。

資本的支出では、建設改良費で排水設備改良費1,474万9,000円、基金積立金で減債基金34万6,000円などを減額しています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第20号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第20号に対する質疑を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第21号に対する質疑を終わります。

議案第22号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第22号に対する質疑を終わります。

議案第23号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第23号に対する質疑を終わります。

議案第24号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第24号に対する質疑を終わります。

議案第25号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第25号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号の6議案は、全て平成25年度補正予算であります。よって、補正予算特別委員会に付託することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり6議案を補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月17日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、補正予算特別委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 内 田 文 夫